

令和6年第2回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和6年2月9日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第 6号 令和5年度教育予算の補正（第10号）の申出について
- 5 議案第 7号 令和6年度教育予算の申出について
- 6 議案第 8号 担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について
- 7 議案第 9号 武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて
- 8 議案第10号 武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について
- 9 議案第11号 令和5年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について
- 10 協議事項 令和6年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞（案）について
- 11 その他
- 12 議案第12号 校長の任命に係る内申について
- 13 議案第13号 副校長の任命に係る内申について

議案第9号
資料
（別冊）

協議事項
資料

議案第6号

令和5年度教育予算の補正（第10号）の申出について

令和5年度教育予算の補正について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年2月9日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

（提案理由）

令和5年度教育予算について、歳入で国庫補助金、都補助金、財産売払収入及び雑入、歳出で総務管理費、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費に補正の申出をする必要があるため、本案を提出します。

1 歳 入

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
15		国庫支出金	490,364	△ 10,744	479,620
	2	国庫補助金	490,364	△ 10,744	479,620
		6 教育費国庫補助金	16,869	△ 10,744	6,125
16		都支出金	102,612	△ 3,285	99,327
	2	都補助金	98,284	△ 3,285	94,999
		8 教育費都補助金	98,284	△ 3,285	94,999
17		財産収入	950	△ 950	0
	2	財産売払収入	950	△ 950	0
		2 物品売払収入	950	△ 950	0
21		諸収入	18,620	△ 500	18,120
	5	雑入	18,620	△ 500	18,120
		3 雑入	17,859	△ 500	17,359
		歳 入 合 計	631,314	△ 15,479	615,835

2 歳 出

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予 算 額	補正後の 予 算 額
2	総務費		62,836	△ 7,490	55,346
	1	総務管理費	62,836	△ 7,490	55,346
		8 学習等供用施設費	45,636	△ 6,477	39,159
		10 企画費	621	△ 111	510
		11 情報システム管理費	5,113	△ 902	4,211
9	教育費		3,022,083	△ 296,593	2,725,490
	1	教育総務費	641,746	△ 56,636	585,110
		2 事務局費	183,197	△ 9,605	173,592
		3 教育指導費	246,103	△ 20,733	225,370
		4 教育振興費	76,937	1,347	78,284
		5 教育援助費	107,109	△ 26,763	80,346
		6 学校保健衛生費	23,122	△ 882	22,240
	2	小学校費	1,064,818	△ 207,840	856,978
		1 学校管理費	1,051,955	△ 207,840	844,115
	3	中学校費	281,685	△ 18,077	263,608
		1 学校管理費	276,673	△ 18,077	258,596
	5	社会教育費	379,136	△ 12,925	366,211
		2 公民館費	47,736	△ 2,717	45,019
		3 図書館費	102,216	△ 6,593	95,623
		4 歴史民俗資料館費	20,573	△ 3,615	16,958

(単位:千円)

款	項	目	補正前の 予 算 額	補 正 予算額	補正後の 予 算 額
9	6	保健体育費	654,698	△ 1,115	653,583
		1 保健体育総務費	31,665	△ 1,115	30,550
		歳 出 合 計	3,736,246	△ 304,083	3,432,163

令和5年度 教育予算 第10号補正参考資料

1 歳入

(単位：千円)

款	項	目	節	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課																																
15	国庫	支出	金					490,364	△ 10,744	479,620																																	
	2	国庫	補助					490,364	△ 10,744	479,620																																	
		6	教育	費	国庫	補助	金	合計 (15・2・6)	16,869	△ 10,744	6,125																																
			1	教育	総務	費	補助	金	5,205	△ 795	4,410																																
				教育	援助	費	補助	金	2,513	△ 795	1,718	教育総務課 学事係																															
				実績	見込み	により	不要	額を				減額	する	もの	である。																												
			2	小	学	校	費	補助	金	11,664	△ 9,949	1,715																															
				学	校	施	設	環	境	改	善	交	付	金	11,424	△ 9,949	1,475	教育総務課 教育施設係																									
				対	象	経	費	の	減	によ	る	もの	である。																														
16	都	支	出	金				102,612	△ 3,285	99,327																																	
	2	都	補助					98,284	△ 3,285	94,999																																	
		8	教育	費	都	補助	金	合計 (16・2・8)	98,284	△ 3,285	94,999																																
			1	教育	総務	費	補助	金	63,943	△ 2,083	61,860																																
				地	域	ぐ	る	み	の	学	校	安	全	体	制	整	備	推	進	事	業	補	助	金	36	△ 36	0	教育総務課 学事係															
				通	学	路	の	合	同	点	検	等	の	実	施	に	、	ス	ク	ール	ガ	ード	・	リ	ー	ダ	ー	を	委	嘱	し	て	い	な	い	た	め	減	額	す	る	もの	である。
				ス	ク	ール	・	サ	ポ	ー	ト	・	ス	タ	フ	配	置	事	業	補	助	金	27,023	△ 2,047	24,976	教育指導課 指導係																	
				実	績	見	込	み	により	不要	額を			減	額	す	る	もの	である。																								
			2	小	学	校	費	補助	金	1,833	△ 1,433	400																															
				公	立	学	校	施	設	非	構	造	部	材	耐	震	化	支	援	事	業	補	助	金	1,833	△ 1,833	0	教育総務課 教育施設係															
				対	象	経	費	の	減	によ	る	もの	である。																														
				区	市	町	村	立	学	校	に	お	け	る	遊	具	等	の	安	全	対	策	支	援	事	業	補	助	金	0	400	400	教育総務課 教育施設係										
				対	象	経	費	の	増	によ	る	もの	である。																														
			6	中	学	校	費	補助	金	0	231	231																															
				区	市	町	村	立	学	校	に	お	け	る	遊	具	等	の	安	全	対	策	支	援	事	業	補	助	金	0	231	231	教育総務課 教育施設係										
				対	象	経	費	の	増	によ	る	もの	である。																														

(単位：千円)

款	項	目	節	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
17	財産収入							950	△ 950	0	
	2	財産売払収入						950	△ 950	0	
		2	物品売払収入				合計 (17・2・2)	950	△ 950	0	
			1	物品売払収入				950	△ 950	0	
				市民会館小ホールピアノ売払収入			年度内の新規調達が困難なことからピアノの売払いを次年度とするため、減額補正するものである。	950	△ 950	0	文化振興課 生涯学習係
21	諸収入							18,620	△ 500	18,120	
	5	雑入						18,620	△ 500	18,120	
		3	雑入				合計 (21・5・3)	17,859	△ 500	17,359	
			1	雑入				17,859	△ 500	17,359	
				外国語指導助手家賃負担金			実績見込みにより不要額を減額するものである。	4,026	△ 500	3,526	教育指導課 指導係

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
2	総務費						62,836	△ 7,490	55,346	
	1	総務管理費					62,836	△ 7,490	55,346	
		8	学習等供用施設費			合計 (2・1・8)	45,636	△ 6,477	39,159	
			中藤地区学習等供用施設維持管理経費			電気料金の引下げに伴い見込まれる不要額を減額するものである。	8,298	△ 594	7,704	文化振興課 生涯学習係
			三ツ木地区学習等供用施設維持管理経費			電気料金の引下げに伴い見込まれる不要額を減額するものである。	7,728	△ 202	7,526	文化振興課 生涯学習係
			大南地区学習等供用施設維持管理経費			電気料金の引下げに伴い見込まれる不要額を減額するものである。	8,407	△ 605	7,802	文化振興課 生涯学習係
			残堀・伊奈平地区学習等供用施設維持管理経費			電気料金の引下げに伴い見込まれる不要額を減額するものである。	8,203	△ 301	7,902	文化振興課 生涯学習係
			中藤地区学習等供用施設整備事業費			照明LED化工事の契約金額の確定により見込まれる不要額を減額するものである。	13,000	△ 4,775	8,225	文化振興課 生涯学習係
			10	企画費		合計 (2・1・10)	621	△ 111	510	
				姉妹都市交流事業経費		姉妹都市長野県栄村の依頼により栄村駅伝大会へ派遣する人数の縮小による不要額を減額するものである。	621	△ 111	510	スポーツ振興課 スポーツ振興係
			11	情報システム管理費		合計 (2・1・11)	5,113	△ 902	4,211	
				公共施設予約システム運営経費		インボイス対応に向けてシステム改修内容を精査した結果、費用対効果が見込めないことから改修を行わず減額するものである。	5,113	△ 902	4,211	文化振興課 生涯学習係
9	教育費						3,022,083	△ 296,593	2,725,490	
		1	教育総務費				641,746	△ 56,636	585,110	
			2	事務局費		合計 (9・1・2)	183,197	△ 9,605	173,592	

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	1	2	一般事務経費		通学路の合同点検等の実施に、スクールガード・リーダーを委嘱していないため不要となる謝礼を減額するものである。		334	△ 54	280	教育総務課 学事係
			一般事務経費		チェーンソー伐採業務講習の該当者なしのため不要となる受講料等を減額するものである。		4,826	△ 25	4,801	教育総務課 教育施設係
			介助員等経費		当初の予定より特別支援教育支援員の配置人数を減員したことに伴い不要となる経費について減額するものである。		44,537	△ 9,526	35,011	教育指導課 教育支援係
		3	教育指導費			合計 (9・1・3)	246,103	△ 20,733	225,370	
			I C T教育推進事業経費		I C T教育支援員派遣委託の契約金額の確定により見込まれる不要額を減額するものである。		44,896	△ 10,901	33,995	教育総務課 教育政策係
			教育指導管理経費		不要額が見込まれる会計年度任用職員期末手当、車借上料ほか諸経費について減額するものである。		95,647	△ 7,119	88,528	教育指導課 指導係
			教職員等研究奨励経費		不要額が見込まれる講師謝礼を減額するものである。		3,044	△ 30	3,014	教育指導課 指導係
			公立中学校総合体育大会経費		不要額が見込まれる印刷製本費を減額するものである。		240	△ 50	190	教育指導課 指導係
			外国青年英語教育推進事業経費		不要額が見込まれる外国語指導助手 (ALT) 報酬等を減額するものである。		32,468	△ 2,352	30,116	教育指導課 指導係
			教職員給与・人事事務経費		デジタル採点ソフトの契約金額の確定により見込まれる不要額を減額するものである。		721	△ 281	440	教育指導課 教職員係
		4	教育振興費			合計 (9・1・4)	76,937	1,347	78,284	
			車両管理経費		教育相談室の職員が市内小中学校や家庭訪問等を行う際の移動手段となる電動自転車 (付属品等含む) の購入経費を補正するものである。		13	292	305	教育指導課 教育支援係
			特別支援教育推進経費		就学及び入級支援委員会の審議対象者の増加に伴う会計年度任用職員 (一般事務員) の事務量の増加に係る経費を補正するものである。		10,150	79	10,229	教育指導課 教育支援係
			就学相談経費		就学相談件数の増加等に伴う会計年度任用職員 (就学相談員) の報酬を増額するものである。		25,663	976	26,639	教育指導課 教育支援係
		5	教育援助費			合計 (9・1・5)	107,109	△ 26,763	80,346	

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課	
9	1	5	就学援助経費		不要額が見込まれる就学援助費及び特別支援教育就学奨励費を減額するものである。		107,109	△ 26,763	80,346	教育総務課 学事係	
			6	学校保健衛生費		合計(9・1・6)		23,122	△ 882	22,240	
				健康診断事業経費		不要額が見込まれる児童生徒健康診断等委託料を減額するものである。		23,122	△ 882	22,240	教育総務課 学事係
	2	小学校費					1,064,818	△ 207,840	856,978		
		1	学校管理費					1,051,955	△ 207,840	844,115	
				村山学園第四小学校維持管理経費		建築物環境衛生管理業務委託が完了予定のため減額するものである。		7,289	△ 221	7,068	教育総務課 教育施設係
				第一小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		8,176	△ 3,587	4,589	教育総務課 教育施設係
				第二小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		102,980	△ 42,388	60,592	教育総務課 教育施設係
				第三小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		43,139	△ 16,100	27,039	教育総務課 教育施設係
				村山学園第四小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		27,717	△ 8,575	19,142	教育総務課 教育施設係
			大南学園第七小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		141,828	△ 28,078	113,750	教育総務課 教育施設係	
			第八小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		54,984	△ 18,860	36,124	教育総務課 教育施設係	
			第九小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		41,070	△ 22,756	18,314	教育総務課 教育施設係	
			第十小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		305,406	△ 63,676	241,730	教育総務課 教育施設係	
			雷塚小学校施設整備事業費		施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		6,723	△ 3,599	3,124	教育総務課 教育施設係	

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	3	中学校費					281,685	△ 18,077	263,608	
	1	学校管理費				合計(9・3・1)	276,673	△ 18,077	258,596	
		村山学園第二中学校維持管理経費			建築物環境衛生管理業務委託が完了予定のため減額するものである。		9,467	△ 221	9,246	教育総務課 教育施設係
		第一中学校施設整備事業費			施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		4,379	△ 2,050	2,329	教育総務課 教育施設係
		村山学園第二中学校施設整備事業費			施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		43,469	△ 14,252	29,217	教育総務課 教育施設係
		第三中学校施設整備事業費			施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		10,703	△ 387	10,316	教育総務課 教育施設係
		第五中学校施設整備事業費			施設整備事業が完了予定のため減額するものである。		4,555	△ 1,167	3,388	教育総務課 教育施設係
9	5	社会教育費					379,136	△ 12,925	366,211	
	2	公民館費				合計(9・5・2)	47,736	△ 2,717	45,019	
		公民館運営経費			利用実績により不要額が見込まれる施設管理委託料を減額するものである。		5,568	△ 360	5,208	文化振興課 生涯学習係
		雷塚地区会館運営経費			利用実績により不要額が見込まれる施設管理委託料を減額するものである。		5,588	△ 90	5,498	文化振興課 生涯学習係
		中藤地区会館運営経費			利用実績により不要額が見込まれる施設管理委託料を減額するものである。		5,627	△ 648	4,979	文化振興課 生涯学習係
		三ツ木地区会館運営経費			利用実績により不要額が見込まれる施設管理委託料を減額するものである。		6,522	△ 827	5,695	文化振興課 生涯学習係
		残堀・伊奈平地区会館運営経費			利用実績により不要額が見込まれる施設管理委託料を減額するものである。		6,437	△ 432	6,005	文化振興課 生涯学習係
		公民館さいかち分館運営経費			利用実績により不要額が見込まれる施設管理委託料を減額するものである。		6,455	△ 360	6,095	文化振興課 生涯学習係

(単位：千円)

款	項	目	項	目	理	由	補正前	補正額	補正後	所管課
9	5	3	図書館費		合計(9・5・3)		102,216	△ 6,593	95,623	
			中久保図書館運営経費	会計年度任用職員の交代勤務に係る超過勤務の実績が少なかったことにより報酬を減額するものである。		11,831	△ 2,021	9,810	図書館	
			雷塚図書館運営経費	会計年度任用職員の交代勤務に係る超過勤務の実績が少なかったことにより報酬を減額するものである。		25,726	△ 530	25,196	図書館	
			三ツ木地区図書館運営経費	会計年度任用職員の交代勤務に係る超過勤務の実績が少なかったことにより報酬を減額するものである。		12,212	△ 2,021	10,191	図書館	
			大南地区図書館運営経費	会計年度任用職員の交代勤務に係る超過勤務の実績が少なかったことにより報酬を減額するものである。		16,421	△ 2,021	14,400	図書館	
	4	歴史民俗資料館費		合計(9・5・4)		20,573	△ 3,615	16,958		
		歴史民俗資料館運営経費	会計年度任用職員1名の欠員に伴い報酬等を減額するものである。		8,161	△ 3,384	4,777	文化振興課 資料館係		
		歴史民俗資料館分館運営経費	会計年度任用職員1名の欠員に伴う人員不足により事業実施が困難となる常設展解説書作成委託料を減額するものである。		5,913	△ 198	5,715	文化振興課 資料館係		
		車両管理経費	不要額が見込まれる燃料費を減額するものである。		409	△ 33	376	文化振興課 資料館係		
	6	保健体育費				654,698	△ 1,115	653,583		
		1	保健体育総務費		合計(9・6・1)		31,665	△ 1,115	30,550	
			市民駅伝競走大会経費	市民駅伝競走大会事業の完了により不要額を減額するものである。		5,589	△ 573	5,016	スポーツ振興課 スポーツ振興係	
			スポーツ振興経費	地区ふれあいスポレク大会事業の完了により不要額を減額するものである。		11,045	△ 272	10,773	スポーツ振興課 スポーツ振興係	
			少年・少女スポーツ大会経費	少年少女ドッジボール大会事業の完了により不要額を減額するものである。		2,568	△ 169	2,399	スポーツ振興課 スポーツ振興係	
	学校校庭等開放経費	不要額が見込まれる屋外簡易トイレ借上料を減額するものである。		4,369	△ 101	4,268	スポーツ振興課 スポーツ振興係			

議案第7号

令和6年度教育予算の申出について

令和6年度教育予算について、別紙のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年2月9日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

令和6年度教育予算について、令和6年第1回市議会定例会に上程するに当たり、当該予算に係る申出をする必要があるため、本案を提出します。

令和6年度 教育 予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減
14		使用料及び手数料	14,553	13,448	1,105
	1	使用料	14,553	13,448	1,105
		1 総務使用料	9,282	9,023	259
		3 土木使用料	142	142	0
		4 教育使用料	5,129	4,283	846
15		国庫支出金	2,755,392	487,672	2,267,720
	2	国庫補助金	2,755,392	487,672	2,267,720
		5 消防費国庫補助金	2,716,417	473,495	2,242,922
		6 教育費国庫補助金	38,975	14,177	24,798
16		都支出金	118,018	84,071	33,947
	2	都補助金	113,996	80,058	33,938
		8 教育費都補助金	113,996	80,058	33,938
	3	委託金	4,022	4,013	9
		5 教育費委託金	4,022	4,013	9
17		財産収入	970	950	20
	2	財産売払収入	970	950	20
		2 物品売払収入	970	950	20
19		繰入金	183,880	5,320	178,560
	2	基金繰入金	183,880	5,320	178,560
		6 奨学資金基金繰入金	2,880	4,320	△ 1,440
		7 市立学校教員研修奨励基金繰入金	1,000	1,000	0
		9 防災食育センター備品整備基金繰入金	180,000	0	180,000
21		諸収入	19,020	18,392	628
	5	雑入	19,020	18,392	628
		2 弁償金	972	761	211
		3 雑入	18,048	17,631	417
		歳入合計	3,091,833	609,853	2,481,980

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減
2	総	務 費	55,581	58,406	△ 2,825
	1	総 務 管 理 費	55,581	58,406	△ 2,825
		6 財産管理費	4,505	4,419	86
		8 学習等供用施設費	37,574	41,248	△ 3,674
		9 地区集会所費	8,027	6,995	1,032
		10 企画費	895	621	274
		11 情報システム管理費	4,570	5,113	△ 543
		19 諸費	10	10	0
8	消	防 費	4,249,575	651,327	3,598,248
	1	消 防 費	4,249,575	651,327	3,598,248
		6 災害対策施設費	4,249,575	631,327	3,618,248
		防災食育センター備品整備基金費	0	20,000	△ 20,000
9	教	育 費	2,997,382	2,784,013	213,369
	1	教 育 総 務 費	676,148	625,037	51,111
		1 教育委員会費	5,345	5,198	147
		2 事務局費	192,273	183,197	9,076
		3 教育指導費	259,235	233,657	25,578
		4 教育振興費	77,558	74,479	3,079
		5 教育援助費	116,316	105,384	10,932
		6 学校保健衛生費	25,421	23,122	2,299
	2	小 学 校 費	903,511	1,050,792	△ 147,281
		1 学校管理費	891,503	1,037,929	△ 146,426
		2 教育振興費	12,008	12,863	△ 855
	3	中 学 校 費	531,378	267,358	264,020
		1 学校管理費	526,468	262,495	263,973
		2 教育振興費	4,910	4,863	47
	5	社 会 教 育 費	392,051	378,387	13,664
		1 社会教育総務費	80,579	78,446	2,133
		2 公民館費	49,834	47,736	2,098
		3 図書館費	112,979	101,467	11,512
		4 歴史民俗資料館費	23,338	20,573	2,765
		6 市民会館費	125,321	130,165	△ 4,844

(単位：千円)

款	項	目	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	比較増減
9	6	保健体育費	494,294	462,439	31,855
		1 保健体育総務費	33,998	31,665	2,333
		2 体育施設費	6,025	6,145	△ 120
		3 総合体育館費	89,757	89,630	127
		4 学校給食費	355,861	326,883	28,978
		5 学校給食センター費	8,653	8,116	537
		歳 出 合 計	7,302,538	3,493,746	3,808,792

3 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 教育費	3 中学校費	第三中学校施設整備事業	234,688	令和6年度	146,019
				令和7年度	88,669

4 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
就学援助システム導入等委託	令和7年度	34,056
小・中学校校務支援システム等使用料	令和7年度～令和11年度	248,133
小・中学校複合機使用料	令和7年度～令和11年度	47,749
図書館システム機器等借上	令和7年度～令和11年度	104,690
小学校学校給食調理等業務委託	令和7年度～令和13年度	1,583,330

令和6年度の主な事業経費

＜総務管理費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課	1 財産管理経費	4,505	4,419		不用な学校備品等の廃棄処理委託に要する経費
文化振興課	2 学習等供用施設維持管理経費	37,574	28,248		市民の学習及び集会並びに児童の健全育成の用に供するための施設（雷塚地区学習等供用施設を除く）の維持管理に要する経費
文化振興課	3 学習等供用施設整備事業費	0	13,000	縮小	市民の学習及び集会に供するための施設の整備に要する経費（中藤地区学習等供用施設の照明LED化完了に伴う減。）
文化振興課	4 地区集会所維持管理経費	8,027	6,995		市民の集会等の用に供するため、9か所の地区集会所の施設の維持管理に要する経費
文化振興課 スポーツ 振興課	5 姉妹都市交流事業経費	895	621		各事業を通じた姉妹都市との交流に要する経費
	① 姉妹都市交流事業委託料	262	0	新規	栄村で伝統的に行われている栄ふるさと太鼓と市内の太鼓活動を通じた交流事業に要する経費
	② 車両等借上料等 (栄村駅伝大会経費)	633	621		栄村駅伝大会に市民（在住者）を派遣するための車等借上料や宿舍借上料など、村民とのスポーツ交流に要する経費
文化振興課	6 公共施設予約システム運営経費	4,570	5,113		市民の公共施設利用の利便性の向上を図るため、公共施設予約システムに要する経費

＜消防費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
学校給食課	1 (仮称) 防災食育センター施設整備事業費	4,249,575	631,327	拡充	(仮称) 防災食育センター施設整備に係る建設工事及び物品購入等に要する経費
学校給食課	2 防災食育センター備品整備基金積立金	0	20,000	廃止	(仮称) 防災食育センター備品整備に係る基金積立金 (積立は令和5年度で満了)

＜教育総務費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課	1 教育委員会経費	5,345	5,198		教育委員会に要する経費
教育総務課 教育施設担当	2 一般事務経費	126,779	121,972		教育委員会事務局の一般事務に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	48,075	39,958		学校事務員等の会計年度任用職員に要する経費
	②学校施設清掃等業務派遣委託料	42,343	42,343		学校施設清掃等派遣の委託に要する経費
	③学校施設管理業務委託料	11,942	11,944		学校施設管理業務の委託に要する経費
教育指導課	3 介助員等経費	47,266	44,537		介助員（第一小・雷塚小・第一中・村山学園第二中）及び特別支援教育支援員（第一小等）の配置に要する経費
教育総務課	4 学童見守り事業経費	13,792	13,316		学童交通擁護員配置（配置校 第一・第三・大南学園第七・第八・第九及び第十小）及び通学路防犯カメラの管理に要する経費
教育総務課	5 施設整備事業費	1,573	951		通学路等の防犯カメラの設置に要する経費
教育指導課	6 教職員給与・人事事務経費	1,213	721		本市が行う教職員の給与・人事事務の遂行に要する経費
	①デジタル採点ソフト使用料	220	440		校務の効率化を図るため、中学校教員の端末上でテストを採点するソフトの利用に要する経費
	②会計年度任用職員報酬、謝礼及び費用弁償	713	0	新規	東京都教育委員会「社会の力活用事業」による教科又は教科の領域の一部に係る授業を担う特別非常勤教師の任用に要する経費（第二小学校）
教育指導課	7 教育指導管理経費	103,744	92,694		教職員の総力を結集して、創意ある学校経営の展開を図り、児童・生徒一人一人の能力や特性が最大限発揮できるよう各種の指導組織体制の充実に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	70,261	63,322		補助教員、学校司書、SSS等の会計年度任用職員に要する経費
	②小学校英語活動支援員謝礼	5,688	5,849		学習指導要領における小学校英語活動に対応するため、小学校全校に配置する英語活動支援員に要する経費
	③帰国子女等指導助手謝礼	3,276	3,276		帰国子女等に対し、生活習慣及び日本語指導等を行うための日本語指導助手の配置に要する経費
	④英語検定委託料	1,961	1,976		学力向上を図るため、市立中学校の第3学年の生徒に受験させる英語検定試験に要する経費

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育指導課	8 教職員等研究奨励経費	2,644	3,044		指導内容、方法等について教職員の研鑽と積極的な研究、研修の計画を立て、公教育の責務を担う教職員の誇りと識見を高め、日常の教育実践を通じた指導能力の向上に要する経費
	①小学校教育研究会奨励費補助金	1,000	1,000		本市の小学校教育を振興するために必要な学校教育法施行規則第50条に定める教育課程（各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動）等に関する研究活動の充実に要する経費
	②中学校教育研究会奨励費補助金	270	270		本市の中学校教育を振興するために必要な学校教育法施行規則第72条に定める教育課程（各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動）等に関する研究活動の充実に要する経費
	③小学校健全育成推進奨励費補助金	0	270	廃止	児童に対する健全育成のための教育活動に要する経費
	④中学校健全育成推進奨励費補助金	0	300	廃止	生徒に対する健全育成のための教育活動に要する経費
教育指導課	9 市立学校校内研究奨励事業経費	6,340	5,771		教育の充実振興に資するため、校内の自主研究活動の奨励に要する経費
	①教育課題研究校補助金	4,800	4,230	拡充	各学校の教育課題に向けた特色ある教育及び特色ある学校づくりを円滑に推進するための研究の奨励に要する経費
教育指導課	10 教育相談経費	37,587	17,532		教育センターにおける教育相談事業及び適応指導事業の実施に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	24,889	6,118	拡充	教育特別相談及びスクールソーシャルワーカー（SSW）会計年度任用職員の配置に要する経費（SSWは定数2名から4名に増）
教育指導課	11 公立中学校総合体育大会経費	240	240		生徒の体力向上及び豊かな人間形成を目的とした各種競技による総合体育大会の開催に要する経費
教育指導課	12 各種大会派遣経費	2,311	2,283		教育活動の振興のため、各種大会等への児童・生徒の派遣等に要する経費
	①車借上料	1,251	1,223		児童・生徒の各種大会参加における車借上げに要する経費
	②全国・関東大会出場補助金	1,000	1,000		生徒の関東大会以上の大会派遣に要する経費
教育指導課	13 鑑賞教室経費	3,108	2,779		豊かな心を育て、また鑑賞態度を学ぶことにより、情操教育の充実を図ることを目的としたオーケストラの生演奏や演劇等の鑑賞に要する経費
教育指導課	14 部活動支援経費	15,522	15,569		中学校の部活動の円滑な運営に要する経費
	①部活動外部支援員謝礼	7,280	7,280		部活動外部支援員の配置に要する経費

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育指導課	14 ②部活動振興補助金	5,231	5,354		部活動に必要な消耗品の購入及び大会参加費等の補助に要する経費
教育指導課	15 連合行事運営経費	2,722	2,687		管弦打楽器講習会、小学校連合音楽会、小・中学校書初め展、小学校図画工作展など連合行事の実施に要する経費
教育指導課	16 野山北公園内水稲栽培経費	3,433	3,382		児童の豊かな人間性を培い、もって児童の健全育成や環境教育等に資するための水田学習に要する経費
	①水稲栽培指導員謝礼	2,720	2,720		水稲栽培指導員に要する経費
教育指導課	17 外国青年英語教育推進事業経費	34,535	32,198		外国語の授業及び特別活動における英語指導に関し、外国青年を指導助手として学校に配置し、外国語教育の充実を図るとともに、小学校における国際理解教育の推進に要する経費
	①外国語指導助手報酬及び住宅借上料	23,009	22,396		外国語指導助手に要する経費
	②会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	4,880	4,073		国際交流コーディネーターに要する経費
教育指導課	18 心の教育推進事業経費	4,621	4,621		家庭、学校、地域社会が連携・協力して子供たちの心の健全な育成と発達を図る心の教育の推進に要する経費
	①教育ボランティア謝礼	3,521	3,521		様々な教科学習や体験学習等を支援する教育ボランティアの派遣に要する経費
	②中学校区実践活動推進事業奨励費補助金	1,100	1,100		中学校区教育推進協議会活動に要する経費
教育総務課	19 コミュニティ・スクール推進経費	4,333	4,333		市立小・中学校のコミュニティ・スクールの運営に要する経費
	①学校運営協議会委員報酬	3,978	3,978		学校運営協議会委員の報酬に要する経費
教育指導課	20 学校と家庭の連携推進事業経費	5,188	4,839		各学校にスーパーバイザー及び支援員を配置し、生活指導上の課題のある児童・生徒に対して地域全体で取り組む教育体制及び地域や学校の実態に即した効果的な取組の実施に要する経費
教育総務課 教育指導課	21 ICT教育推進事業経費	30,154	40,857		市立小・中学校におけるICT教育の推進に要する経費
	①ICT教育支援員派遣委託料	20,328	28,600		市立小・中学校へICT教育支援員の派遣に要する経費
	②GIGAスクールタブレット管理運用委託料	8,316	8,316		タブレット端末の保守に要する経費
	③スクールイーライブラリー使用料	0	461	縮小	タブレット端末を活用した電子書籍読書サービスに要する経費

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育指導課	21 ④授業目的公衆送信補償金	841	886		ICT教育の実施に伴う授業目的公衆送信補償金(著作権料)
教育指導課	22 校内別室指導事業経費	1,353	0	新規	令和6年度から新たに第三中学校に設置するチャレンジクラスに要する経費
教育指導課	23 特別支援教育推進経費	10,973	10,150		市立小・中学校における特別支援教育の推進に要する経費
	①難聴学級・言語障害学級・情緒障害学級等入級支援委員会委員謝礼	1,688	1,500		入級支援委員会委員に要する経費
	①Web会議システムデータ通信料及び使用料	3,909	3,909		入級支援委員会の開催に要する経費
教育総務課	24 健康管理経費	32,819	34,897		市立小・中学校における保健管理及び安全管理等の充実に要する経費
	①学校医等報酬	17,549	17,549		学校医14人、学校歯科医14人及び薬剤師14人の報酬に要する経費
	②むし歯ゼロ事業協力員謝礼	272	272		児童・生徒等の歯及び口腔の健康づくりに関する施策への協力者の謝礼に要する経費
	③修学旅行・移動教室等付添看護師等派遣委託料	3,333	4,598		児童・生徒の就学旅行・移動教室等における付添看護師等の派遣に要する経費
	④自動体外式除細動器借上料	924	924		小・中学校に設置している自動体外式除細動器(AED)の設置に要する経費
	⑤日本スポーツ振興センター負担金	5,457	5,531		児童・生徒の学校管理下における災害等に必要な保険に要する経費
教育総務課	25 奨学資金支給経費	2,969	4,454		高等学校等に在学し、向上心旺盛でかつ経済的理由により修学困難な者に対する奨学資金の支給に要する経費
	①奨学資金審議会委員報酬	89	134		奨学資金審議会(年間2回開催予定)の開催に伴う委員報酬に要する経費
	②奨学資金	2,880	4,320		奨学金の支給に要する経費(奨学生 48人:月額 5,000円)
教育総務課	26 就学支援経費	1,656	1,760		就学児童・生徒に対する健康診断等の実施に要する経費
	①就学時健康診断委託料	962	962		市立小学校へ就学する予定の児童に対する就学時健康診断(内科・歯科)の実施に伴う医師派遣に要する経費
教育指導課	27 就学相談経費	29,126	23,205		適切な就学先の決定に資するための就学相談等に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	15,938	14,308		就学相談会計年度任用職員に要する経費

所管課	主な事業経費		令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育指導課	27	②就学相談員謝礼	9,270	5,487		就学相談員（臨床心理士）に要する経費
教育総務課	28	就学援助経費	116,316	105,384		義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者にする学用品費等の支給に要する経費
		①就学援助等システム借上料	1,835	2,148		学齢簿をベースにした児童・生徒の学籍管理や就学援助費などの事務の効率化のためのシステムの借上に要する経費
		②就学援助費及び特別支援教育就学奨励費	96,710	101,164		義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対する就学援助に要する経費
教育総務課	29	健康診断事業経費	25,421	23,122		学校保健安全法に基づく児童・生徒及び教職員の健康診断の実施に要する経費

＜小学校費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課 教育指導課	1 学校運営経費	262,008	141,669		小学校の学校運営に要する経費
	①教育用コンピュータ等借上料	25,577	37,389	縮小	情報教育の充実を図るため、小学校のPC教室へのコンピュータ等の配備に要する経費（教育DXの推進に伴い活用の見直しを図る。）
	②小学校校務支援システム等使用料、保守管理等委託料等	113,236	32,306	拡充	教員の校務系及び学習系の端末の集約及びクラウド活用による効果的・効率的な校務支援システムの更新に要する経費
	③校内通信ネットワーク環境等更新業務及び無線接続設定業務委託料	36,878	0	新規	業務の効率化を図るため、無線化によるネットワーク環境等の更新に要する経費
	④消耗品費	16,938	180		使用教科書の変更に伴う指導書等の購入に要する経費
教育総務課	2 保健衛生経費	8,219	8,128		小学校の保健衛生に要する経費
教育総務課 教育施設担当	3 学校維持管理経費	177,428	156,109		小学校施設用の燃料費、光熱水費、修繕料など、施設の維持管理と教育環境の保持に要する経費
教育施設担当	4 施設整備事業費	443,848	732,023		小学校の施設整備の計画的実施に要する経費
	①校舎トイレ改修事業経費	153,231	5,887		教育環境の改善を図るため、第三小学校及び雷塚小学校で実施する校舎トイレ改修工事に要する経費
	②屋内運動場屋根及び外装改修事業経費	105,705	215,651		教育環境の改善を図るため、第八小学校で実施する屋内運動場屋根及び外装の改修工事に要する経費
	③屋内運動場床面改修事業経費	7,632	32,100		教育環境の改善を図るため、雷塚小学校で実施する屋内運動場床面改修工事に要する経費
	④校舎屋上防水改修事業経費	17,180	39,813		教育環境の改善を図るため、第十小学校で実施する校舎屋上防水改修工事に要する経費（2/2年）
	⑤校舎窓枠等建具及び外装改修事業経費	116,305	271,498		教育環境の改善を図るため、第十小学校で実施する校舎窓枠等建具及び外装改修工事に要する経費（2/2年）
	⑥屋内運動場トイレ改修事業経費	43,795	6,935		教育環境の改善を図るため、第一小学校及び第三小学校で実施する屋内運動場トイレ改修工事及び第二小学校で実施する実施設計に要する経費
教育総務課	5 日本語学級経費	297	279		小学校の日本語学級（該当校 村山学園第四小学校）に要する経費
教育総務課	6 特別支援学級等経費	8,043	9,198		小学校の特別支援学級及び特別支援教室に要する経費

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課	7 教育振興経費	3,668	3,386		小学校の入学・卒業を祝う記念品等の配布に要する経費

＜中学校費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
教育総務課	1 学校運営経費	146,302	93,911		中学校の学校運営に要する経費
	①教育用コンピュータ等借上料	10,020	22,435	縮小	情報教育の充実を図るため、中学校のPC教室へのコンピュータ等の配備に要する経費（教育DXの推進に伴い活用の見直しを図る。）
	②中学校校務支援システム等使用料、保守管理等委託料等	63,534	17,923	拡充	教員の校務系及び学習系の端末の集約及びクラウド活用による効果的・効率的な校務支援システムの更新に要する経費
	③校内通信ネットワーク環境等更新業務及び無線接続設定業務委託料	20,488	0	新規	業務の効率化を図るため、無線化によるネットワーク環境等の更新に要する経費
教育総務課	2 保健衛生経費	5,871	5,412		中学校の保健衛生に要する経費
教育総務課 教育施設担当	3 学校維持管理経費	113,996	100,066		中学校施設用の燃料費、光熱水費、修繕料など、施設の維持管理と教育環境の保持に要する経費
教育施設担当	4 施設整備事業費	260,299	63,106		中学校の施設整備の計画的実施に要する経費
	①プールサイド改修事業経費	9,240	6,171		教育環境の充実を図るため、村山学園第二中学校で実施するプールサイド改修工事に要する経費
	②屋内運動場トイレ改修事業経費	3,317	0		教育環境の充実を図るため、第三中学校で実施する屋内運動場トイレ改修工事の実施設計に要する経費
	③屋内運動場床面改修事業経費	59,466	0		教育環境の充実を図るため、第三中学校で実施する屋内運動場床面改修工事に要する経費
	④自家用電気工作物更新事業	51,969	4,555		教育環境の改善を図るため、第三中学校で実施する自家用電気工作物更新に要する経費
	⑤校舎太陽光発電設備設置及び照明LED化事業	127,307	4,532		教育環境の改善を図るため、第三中学校で実施する太陽光発電設置及び校舎照明LED化工事に要する経費
	⑥校庭整備事業経費	9,000	0		教育環境の充実を図るため、第五中学校で実施するテニスコート改修工事に要する経費
教育総務課	5 特別支援学級等経費	3,383	3,343		中学校の特別支援学級及び特別支援教室に要する経費
教育総務課	6 教育振興経費	1,527	1,520		中学校の卒業を祝う記念品等の配布に要する経費

＜社会教育費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
文化振興課	1 生涯学習審議会委員経費	1,211	1,343		生涯学習審議会の開催等に要する経費
文化振興課	2 一般事務経費	9,085	8,395		社会教育全般にわたる事務局の一般事務に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	8,123	7,509		文化振興事務及び生涯学習活動室事務会計年度任用職員に要する経費
文化振興課	3 生涯学習推進経費	554	400		生涯学習の推進に要する経費
	①生涯学習フェスティバル交付金	400	400		生涯学習フェスティバル実行委員会に対する交付金
	②推進委員謝礼等	154	0		武蔵村山市第六次生涯学習推進計画の策定に向けた推進会議の実施に要する経費
文化振興課	4 20歳を祝う会経費	1,336	1,497		20歳を祝う会の式典開催に要する経費
文化振興課	5 自主団体育成経費	3,474	3,474		社会教育関係団体補助金など、地域における社会教育活動推進のために自主団体の育成に要する経費
文化振興課	6 学校週5日制対応事業経費	1,254	1,254		「教育を支援する市民の会」が主催する「土曜日チャレンジ学校」に要する経費
文化振興課	7 放課後子供教室事業経費	51,817	50,646		地域住民の協力を得て、子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進する事業に要する経費
	①教育活動サポーター・学習アドバイザー謝礼	33,760	32,437		教育活動サポーター・学習アドバイザーの謝礼に要する経費
	②放課後子供教室コーディネーター等事業委託料	11,891	12,423		放課後子供教室コーディネーター等事業委託料に要する経費
文化振興課	8 地域未来塾事業経費	9,004	9,003		地域住民等の協力により、学習習慣が十分に身に付いていない生徒等を対象とする学習支援の実施に要する経費
文化振興課	9 文化財保護経費	1,552	1,401		文化財保護審議会の開催及び文化財保護に要する経費
文化振興課	10 文化財調査経費	488	461		市内に存在する埋蔵文化財包蔵地の把握その他文化財調査に要する経費
文化振興課	11 屋外体験学習広場運営経費	427	270		屋外体験学習広場の運営に要する経費
教育総務課 文化振興課	12 公民館運営経費及び地区会館運営経費	44,384	42,868		公民館(中久保分館及びさいかち分館を含む)及び各地区会館の運営に要する経費

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
文化振興課	13 公民館事業経費	1,053	1,009		市民のための各種講座（市民講座、家庭教育講座、シルバー教室、青少年教室等）の実施に要する経費
文化振興課	14 公民館維持管理経費	4,397	3,859		光熱水費、修繕料など、公民館（さいかち分館を含む）の維持管理に要する経費
図書館	15 図書館協議会経費	338	338		図書館法第14条第1項に基づき設置する図書館協議会に要する経費
図書館	16 図書館運営経費	102,680	90,946		図書館6館の運営に要する経費
	①会計年度任用職員報酬及び期末・勤勉手当	54,741	52,225		図書館事務会計年度任用職員に要する経費
	②図書館システム機器等借上料及びクラウド利用料	11,489	11,489		図書館システムの運用に要する経費
図書館	17 電子図書館システム運営経費	2,743	2,783		「むさしむらやま電子図書館」の運営に要する経費
図書館	18 図書館維持管理経費	6,214	6,431		雷塚図書館、雷塚地区学習等供用施設、中久保図書館及び公民館中久保分館の維持管理に要する経費
文化振興課	19 歴史民俗資料館運営経費	9,537	8,161		市民の身近な地域学習の拠点として、情報の提供や各種事業の開催等、資料館運営に要する経費
文化振興課	20 歴史民俗資料館分館運営経費	7,181	5,913		市内に軍事施設が存在したことを後世に伝えるとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さについて学ぶ場として、広く市民等に学習の場を提供する資料館分館の運営に要する経費
文化振興課	21 歴史民俗資料館維持管理経費	4,884	4,908		くん蒸消毒委託料など、歴史民俗資料館の維持管理に要する経費
文化振興課	22 歴史民俗資料館分館維持管理経費	1,284	1,182		くん蒸消毒委託料など、歴史民俗資料館分館の維持管理に要する経費
文化振興課	23 市民会館運営経費	108,456	108,623		市民会館管理運営委託料（指定管理料）など、市民会館の運営に要する経費
文化振興課	24 市民会館維持管理経費	16,865	16,142		市民会館用地及び市民会館専用駐車場の敷地借上料等に要する経費

＜保健体育費＞

(単位：千円)

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
学校給食課 スポーツ 振興課	1 一般事務経費	7,184	5,691		学校給食センター及びスポーツ振興事務局の一般事務に要する経費
	①栄養計算システム等借上料	1,074	249	拡充	アレルギー除去食に対応した栄養計算システム等に要する経費
スポーツ 振興課	2 スポーツ推進委員活動経費	2,891	2,414		スポーツ推進委員の活動に要する経費
スポーツ 振興課	3 市民駅伝競走大会経費	6,093	5,589		警備委託料や計測業務委託料など、市民駅伝競走大会開催に要する経費
スポーツ 振興課	4 スポーツ教室経費	528	575		各種スポーツ教室等の開催に要する経費 1 心身障害者・児スポーツ教室 2 心身障害者(児)グラウンド・ゴルフ教室 3 ハンドボール教室(小学生を対象) 4 ニュースポーツ体験教室(小学生から成人までを対象)
スポーツ 振興課	5 スポーツ振興経費	11,526	11,045		各種スポーツ大会などを通じ、市民のスポーツ・レクリエーション活動への意識の高揚及び市民スポーツの普及・振興に要する経費
	①社会体育団体補助金	4,544	4,544		一般社団法人武蔵村山市体育協会の活動の充実に要する経費
	②地区ふれあいスポレク大会交付金	2,561	2,561		地区ふれあいスポレク大会実行委員会に対する交付金
スポーツ 振興課	6 少年・少女スポーツ大会経費	2,612	2,568		スポーツへの動機付けや体力の向上を図ることを目的とした各種少年・少女スポーツ大会の開催に要する経費
スポーツ 振興課	7 学校校庭等開放経費	4,375	4,369		学校校庭開放管理業務委託料など、遊び場開放やスポーツ開放に要する経費
文化振興課 スポーツ 振興課	8 運動場等維持管理経費	6,025	6,145		体育施設及び屋外体験学習広場の維持管理や庭球場の施設借上料等に要する経費
スポーツ 振興課	9 総合体育館運営経費	89,756	89,629		総合体育館等管理運営委託料(指定管理料)など、総合体育館の運営に要する経費
スポーツ 振興課	10 スポーツ少年団運営支援事業経費	650	650		スポーツ少年団の運営支援に要する経費
スポーツ 振興課	11 スポーツ都市宣言事業経費	1,547	1,295	拡充	スポーツ都市宣言の10周年を記念する事業に要する経費
学校給食課	12 学校給食運営委員会経費	331	331		学校給食運営委員会に要する経費
学校給食課	13 人事管理経費	76,312	69,971		調理・配膳会計年度任用職員、栄養士会計年度任用職員、一般事務会計年度任用職員等に要する経費

所管課	主な事業経費	令和6年度 予算額	令和5年度 予算額	区分	事業経費の説明
学校給食課	14 調理及び配送経費	94,580	73,804		調理業務等に要する燃料費及び光熱水費並びに給食配送業務委託等に要する経費
	①消耗品費等	10,368	9,954		調理等に必要の消耗品、原材料等の購入、はかり定期検査手数料等に要する経費
	②燃料・光熱水費	44,394	30,814		ボイラー用重油、電気、ガス、水道及び下水道使用料に要する経費
	③修繕料	1,435	1,410		調理器具等の修繕に要する経費
	④委託料	37,285	30,525		民間業者による派遣事業を活用し、人員の充足を図るための調理業務等派遣委託料や給食配送業務委託等に要する経費
	⑤機器等借上料	1,098	1,101		ガスオープン借上料など、給食調理用等備品の借上げに要する経費
学校給食課	15 学校給食調理等事業経費	179,962	178,762		学校給食調理等業務を民間委託で実施することに要する経費
学校給食課	16 学校給食センター維持管理経費	8,653	8,116		施設・設備の修繕、維持管理等に要する経費

議案第8号

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年2月9日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

所管事務の変更に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める

要綱の一部を改正する要綱

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱（平成18年武蔵村山市教育委員会訓令（甲）第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第3号（学校経営の指導助言に関することに限る。）、第8号から第13号まで、第16号から第21号まで、第23号及び第25号」を「第1号から第5号まで（第3号に掲げる事務については、学校経営の指導助言に関することに限る。）及び第15号から第25号まで（第22号を除く。）」に改める。

第2条第2項中「第1号、第2号、」を削り、「第4号から第7号まで、第14号、第15号、第22号及び第24号」を「第6号から第14号まで及び第22号」に改める。

第3条第2項第2号中「第1号、第2号、」を削り、「第4号から第7号まで、第14号、第15号、第22号及び第24号」を「第6号から第14号まで及び第22号」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱</p> <p>平成18年3月28日教委訓令（甲）第1号</p> <p>（担当部長の設置及びその所管事務）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 学校教育担当部長の所管事務は、組織規則第5条に定める教育部教育指導課の分掌事務（次条第1項の規定により指導担当参事を置く場合は、組織規則第5条に定める教育部教育指導課の分掌事務のうち第1号から第5号まで（第3号に掲げる事務については、学校経営の指導助言に関することに限る。）及び第15号から第25号まで（第22号を除く。）に掲げる事務）とする。</p> <p>（参事の設置及びその掌理する事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定める参事が掌理する事務は、組織規則第5条に定める教育部指導課の分掌事務のうち第3号（学校経営の指導助言に関することを除く。）、第6号から第14号まで及び第22号に掲げる事務とする。</p> <p>（担当課長の設置及びその分掌事務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指導・教育センター担当課長 組織規則第5条に定める教育部教育指導課の分掌事務のうち第3号（学校経営の指導助言に関することを除く。）、第6号から第14号まで及び第22号に掲げる事務</p> <p>(3) 略</p>	<p>担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱</p> <p>平成18年3月28日教委訓令（甲）第1号</p> <p>（担当部長の設置及びその所管事務）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 学校教育担当部長の所管事務は、組織規則第5条に定める教育部教育指導課の分掌事務（次条第1項の規定により指導担当参事を置く場合は、組織規則第5条に定める教育部教育指導課の分掌事務のうち第3号（学校経営の指導助言に関することに限る。）、第8号から第13号まで、第16号から第21号まで、第23号及び第25号に掲げる事務）とする。</p> <p>（参事の設置及びその掌理する事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定める参事が掌理する事務は、組織規則第5条に定める教育部指導課の分掌事務のうち第1号、第2号、第3号（学校経営の指導助言に関することを除く。）、第4号から第7号まで、第14号、第15号、第22号及び第24号に掲げる事務とする。</p> <p>（担当課長の設置及びその分掌事務）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 指導・教育センター担当課長 組織規則第5条に定める教育部教育指導課の分掌事務のうち第1号、第2号、第3号（学校経営の指導助言に関することを除く。）、第4号から第7号まで、第14号、第15号、第22号及び第24号に掲げる事務</p> <p>(3) 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p data-bbox="241 240 331 272"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="181 280 824 312"><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

議案第9号

武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて

武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年2月9日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

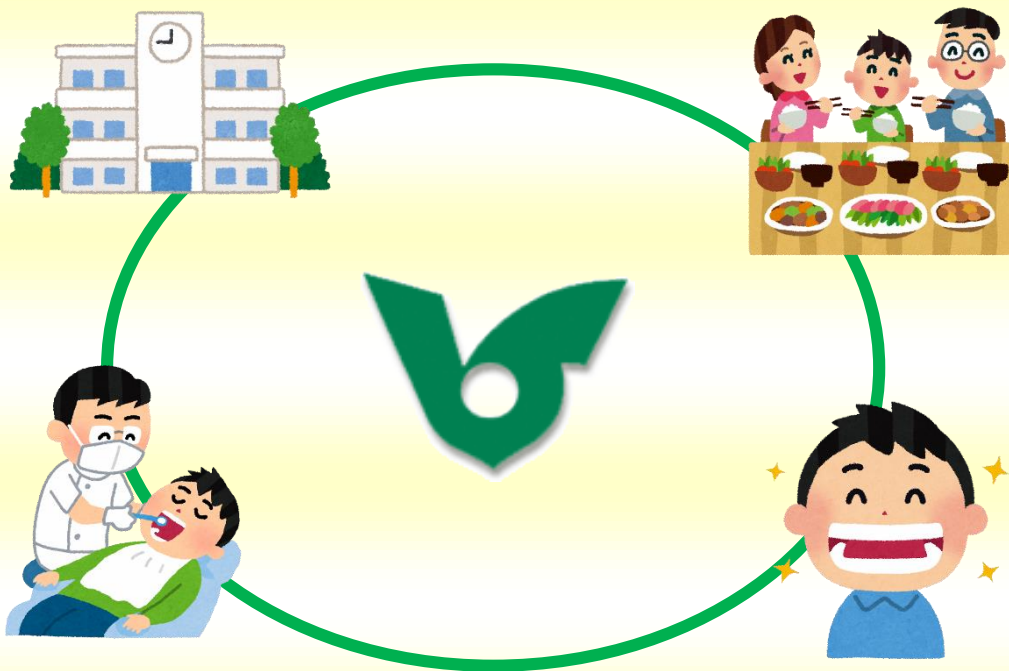
(提案理由)

武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて策定する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市第四次学齢期における歯の 健康づくり推進プラン

～むし歯ゼロプラン～

(令和6年度～令和10年度)



令和6年3月
武蔵村山市教育委員会



目次

第1章 プラン策定の趣旨について

- 1 計画策定の背景と目的（子供と歯を取り巻く環境など）…………… 1
- 2 計画の位置付け（市の各種計画との整合）…………… 2
- 3 計画の期間…………… 2
- 4 計画の目標…………… 3

第2章 これまでの武蔵村山市の取組について

- 1 教育委員会の取組事例紹介…………… 4
- 2 歯科医師会の取組事例紹介…………… 4
- 3 未就学児に対しての取組事例紹介…………… 5
- 4 小・中学校の取組事例紹介…………… 5

第3章 現状及び課題について

- 1 統計から見る現状…………… 7
- 2 アンケート結果から見る現状…………… 10
- 3 現状から見えてくる課題…………… 16

第4章 数値目標及び取り組むべき施策について

- 1 数値目標…………… 18
- 2 取り組むべき施策…………… 18
- 3 重点的に取り組むべき施策…………… 21

資料編

- 1 武蔵村山市の中学1年生の1人平均むし歯数の推移…………… 25
- 2 定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（小学校）…………… 26
- 3 定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（中学校）…………… 28
- 4 武蔵村山市のむし歯のある1歳6か月児・2歳児・3歳児の割合…………… 29
- 5 アンケート概要…………… 30
- 6 「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」応募状況…………… 31

第1章 プラン策定の趣旨について

1 計画策定の背景と目的（子供と歯を取り巻く環境など）

子供が心身ともに健やかに育つことは、社会全体の願いであり、わが国の将来を見据える上で、健康づくりを進めていくことが重要です。そして、健康は、人が自己実現を図るための資源であると同時に、人と人の集まりである社会全体が活力を生み出していくための資源でもあります。

学校は、心身の発育・発達の段階にある子供が、教育を通じて人格を形成していく場であると同時に、健康づくりの基礎的な素養が培われる重要な場でもあります。

人の生涯にわたる健康づくりは、乳児期のように自らの健康がおおむね保護者の手に委ねられ管理されている「他律的健康づくり」の時期から、幼児期、学齢期を経験して、成人期以降の自らの思考・判断による意思決定や行動選択による「自律的健康づくり」へと移行していかなければなりません。

歯と口の健康づくりは、鏡を見れば自分で観察することができ、また、食生活を整えることや正しいブラッシング等によりむし歯のない歯を維持することができるため、自律的な取組の結果が自分自身で実感できます。

学齢期は健康課題を自律的に解決することを学ぶ大切な時期であります。

そこで、教育委員会では、武蔵村山市歯科医師会や学校など関係機関と連携して「むし歯のない子供たち」を増やすために、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を策定し、給食後の歯磨きの実施など新たな施策に取り組んできました。

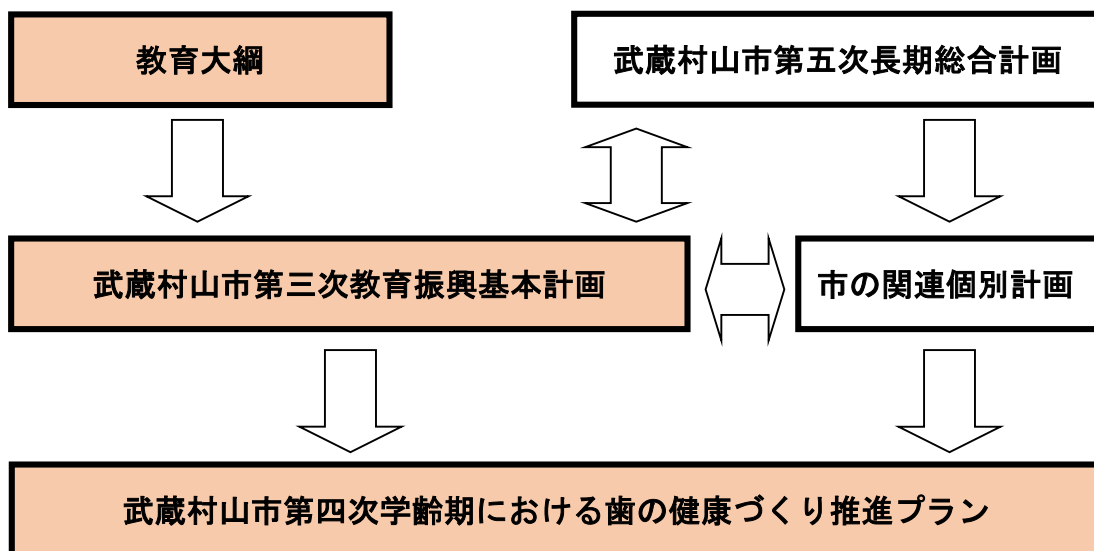
この度、計画期間が令和5年度をもって満了することに伴い、子供たちの歯の健康について効果的な取組を行うため、保護者への歯の健康に関するアンケート調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの新たなプランを策定しました。

～むし歯に関するプランの歴史～

期間	プラン名
平成25年度～平成27年度	武蔵村山市むし歯ゼロプラン
平成28年度～平成30年度	武蔵村山市第二次学齢期における歯の健康づくり推進プラン
平成31年度～令和5年度	武蔵村山市第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン
令和6年度～令和10年度	武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン

2 計画の位置付け（市の各種計画との整合）

本計画は、武蔵村山市第三次教育振興基本計画の基本施策である「健康な身体や体力を育む教育の推進」を図り、学齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、策定するものです。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とします。また、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ、適宜必要な見直しを行うこととします。

武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
期間					

4 計画の目標

生涯を通じて豊かな食生活を送り、肉体的、精神的、社会的に健康で文化的な生活を保ち続けるには、歯や口の健康とともに、食生活や生活習慣など、ライフステージ全体に目を向けた視点が必要です。

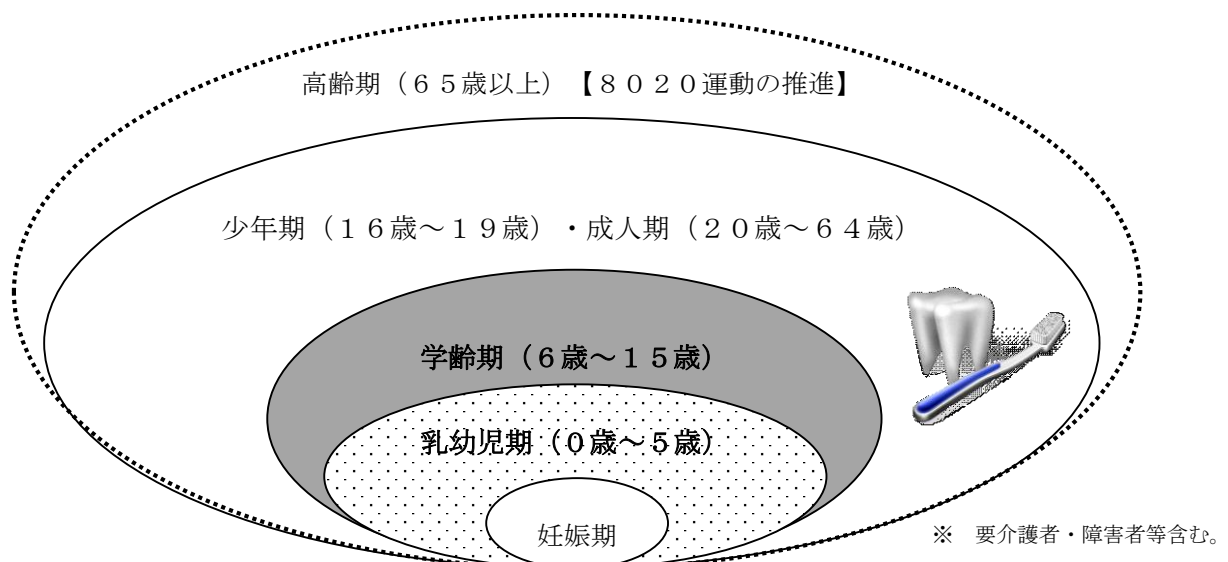
『武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン』の目標

むし歯ゼロ・つよい歯・しろい歯・げんきな歯

～むし歯になると自然には**なおいません**～

教育委員会では、上記の目標を実現するため、妊娠期、乳幼児期、学齢期、少年・成人、高齢期の5つのライフステージのうち、学齢期の子供たちへの取組を中心として、現状と課題を整理して「学校」、「歯科医師会」、「教育委員会」が課題解決のために取り組むべき施策内容を定め、推進していきます。また、乳幼児期から歯の健康に関心をもってもらうため、保護者への啓発も実施します。

『武蔵村山市学齢期における歯の健康づくり推進プラン』の体系及び対象



8020運動(ハチマルニイマル運動)
80歳になっても自分の歯を**20本**以上残そう！
小さいころから歯を大事にしていれば健康に一生を過ごせるよ！



第2章 これまでの武蔵村山市の取組について

1 教育委員会の取組事例紹介

施策名	概要
むし歯ゼロプランに基づく各取組への支援	各校で実施する歯科保健指導等における必要な消耗品（染め出し綿棒、歯鏡等）の購入や、歯科衛生士の派遣を行う。
むし歯ゼロリーフレット（下敷き）の児童への配布	小学校に入学する児童及びその保護者に対し、歯に関するリーフレット（下敷き）を配布し、歯磨きの大切さやむし歯予防についての啓発を行う。
「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクールの受賞作品」の展示	公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」において受賞した作品を、市役所1階ロビーに展示する。

2 歯科医師会の取組事例紹介

施策名	概要
むし歯ゼロプランにおける学校への支援	各校で実施する歯科保健指導等に従事する歯科衛生士の配置を行う。
無料歯科健診の実施	市民を対象に、無料で歯科健診、ブラッシング指導及び結果説明を行う。また、3歳から12歳までの子供にフッ素塗布を行う。
「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」、「歯の作文」及び「歯・口の健康啓発標語コンクール」の審査	公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」、「歯の作文」及び「歯・口の健康啓発標語コンクール」に提出する作品の審査を行う。

コラム 自分の歯は全部で何本？

成人の歯は智歯（親知らず）も入れて**32本**です。

高齢になると自分の歯の本数が少なくなるのは、むし歯と歯周病が主な要因です。

歯は食事や歯磨きなど生活習慣と関わっています。食べたら歯を磨く習慣をつけましょう。

3 未就学児に対しての取組事例紹介

施策名	概要
保育所・幼稚園歯みがき指導（歯科講話及び歯磨き指導）	園児を対象に歯や口の大切さを伝え、歯磨き指導や口の体操を実施する。
1歳6か月児歯科健康診査	1歳6か月児を対象に歯科健診の実施及びその保護者に対する歯科保健指導を行う。
2歳児歯科健康診査	2歳児を対象に歯科健診、フッ素塗布の実施及びその保護者に対する歯科保健指導を行う。
3歳児歯科健康診査	3歳児を対象に歯科健診の実施及びその保護者に対する歯科保健指導を行う。
乳幼児歯科健康診査（ビーバー歯科健康診査）	0歳から就学前までの乳幼児を対象に歯科健診、フッ素塗布の実施及びその保護者を対象に歯科保健指導を行う。
乳幼児歯科健康教室（かむかむキッズ）	10か月から1歳6か月までの乳幼児と保護者を対象にむし歯予防や上手にかむこと、飲み込むことを伝え、仕上げ磨きの練習を行う。

4 小・中学校の取組事例紹介

施策名	概要・実績等
歯科健診後の再受診勧奨	4～6月に実施される定期歯科健康診断において、歯科疾患治療が必要な児童・生徒に対し、歯科医院を受診するよう通知を出すとともに、一定期間経過後未受診者に対して受診勧奨を行う。
保健だよりの発行	学校が定期的に発行する保健だよりに歯に関する情報を掲載し、啓発を行う。
学校保健委員会における歯の健康課題の解決に向けた協議	学校管理職、養護教諭、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師等で構成される学校保健委員会において、自校の歯の健康課題を把握するとともに課題解決に向けた協議を行い、具体的な解決策に対する評価・改善を行う。
「歯の作文」及び「歯・口の健康啓発標語コンクール」への応募	児童・生徒に対して、公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯の作文」及び「歯・口の健康啓発標語コンクール」への応募を促進する。

施策名	概要・実績等
歯科保健指導の実施	歯磨きの大切さを知ることや、正しい歯磨き方法を習得するために、染め出し綿棒を使用したブラッシング指導を行う。
歯科講話	学校歯科医が、児童・生徒に対して歯の健康に関する啓発を行う。
秋の臨時歯科健康診断	4～6月に実施される定期歯科健康診断の結果、未処置者の割合が高い学校について学校歯科医と連携し、健康診断を行う。
「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」への応募	児童・生徒に対して、公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」への応募を促進する。

コラム むし歯はどうしてなるの？

むし歯は、歯垢（プラーク）中の細菌が糖分を栄養にして作り出した酸によって歯がとけていく病気です。口の中にはたくさんの細菌がいて、その中にはむし歯の原因となるストレプトコッカス・ミュータンス菌もいます。

- ① ミュータンス菌は、食べ物の中の糖分をもとにネバネバした物質を作り、歯に強くくっついて、どんどん増えていきます。これが歯垢です。
- ② 歯垢の中のミュータンス菌は、食べ物の中の糖分を栄養にして、酸を作ります。
- ③ この酸によって、歯のエナメル質中のカルシウムやリンなどのミネラル成分が溶け出し、歯がスカスカになります。
- ④ 進行すると、歯に穴が開き、ひどいむし歯になってしまいます。

※ 穴が開いたむし歯は自然に元に戻りませんので、歯科医院で治してもらう必要があります。

口の中に「細菌」と「糖分」がある状態が長時間続くとむし歯になるリスクが高まります。おやつはダラダラと食べずに、時間や回数を決め、砂糖が多く入っているものの食べ過ぎに気をつけましょう。

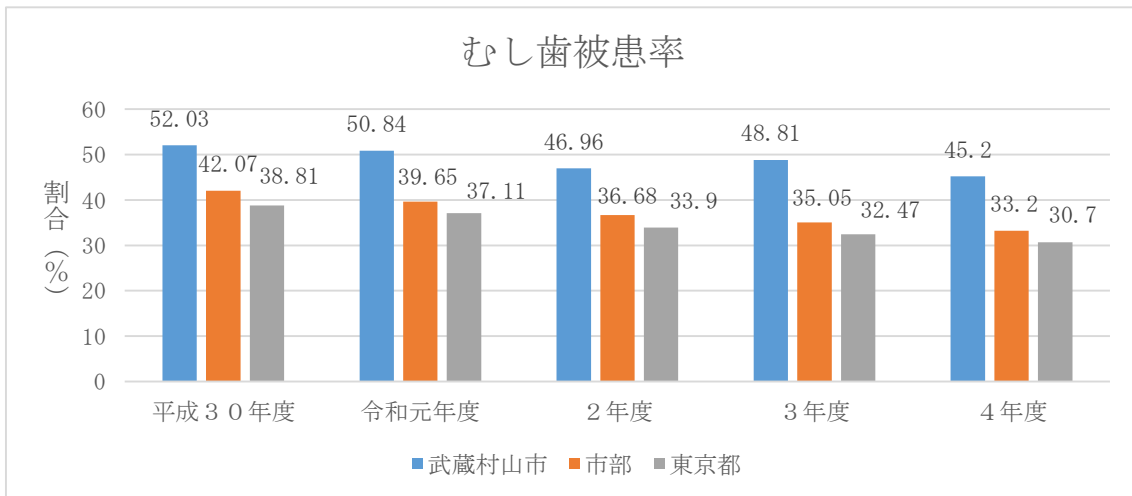
第3章 現状及び課題について

1 統計から見る現状

(1) 小学生

ア むし歯被患率（むし歯になったことのある児童の割合）

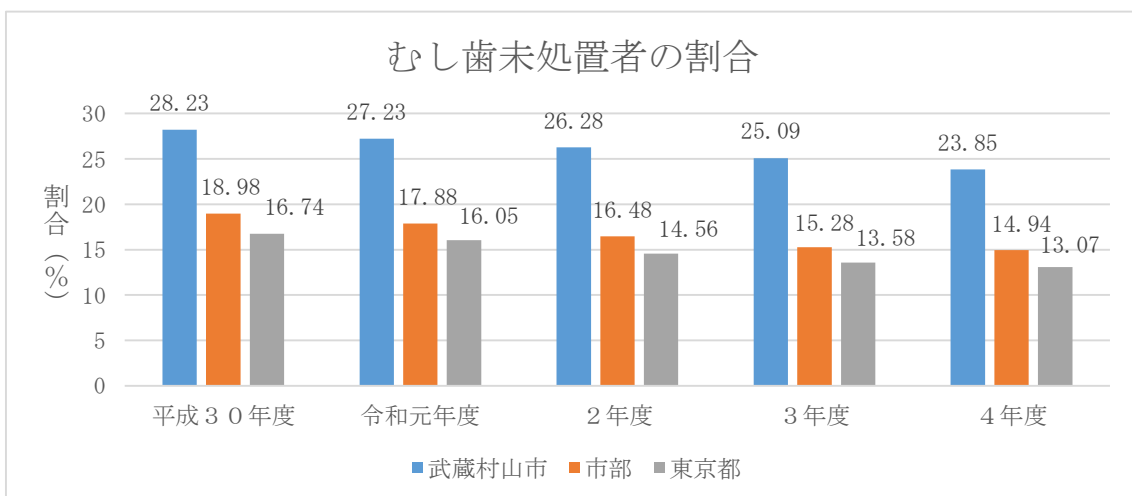
むし歯になったことがある児童の割合は、45.2%（令和4年度）であり、市部平均（33.2%）及び東京都平均（30.7%）を大きく上回る状況です。この割合は、26市中24位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

イ むし歯未処置者の割合

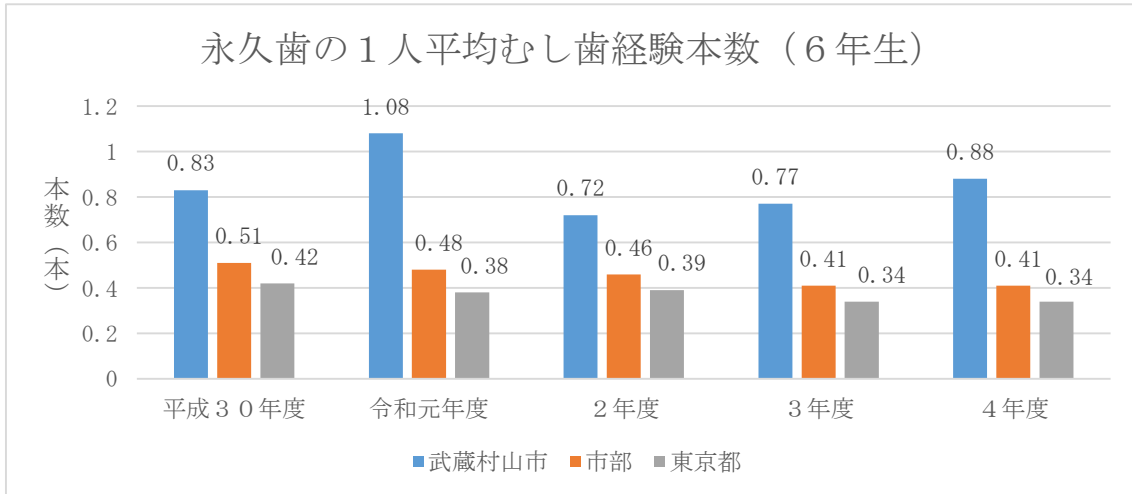
むし歯を処置していない児童の割合は、23.85%（令和4年度）であり、市部平均（14.94%）及び東京都平均（13.07%）を大きく上回る状況です。この割合は、26市中24位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

ウ 永久歯の1人平均むし歯経験本数（6年生）

永久歯の1人平均むし歯経験本数は、0.88本（令和4年度）となっており、市部平均（0.41本）及び東京都平均（0.34本）を大きく上回る状況です。この本数は、26市中25位となっています。

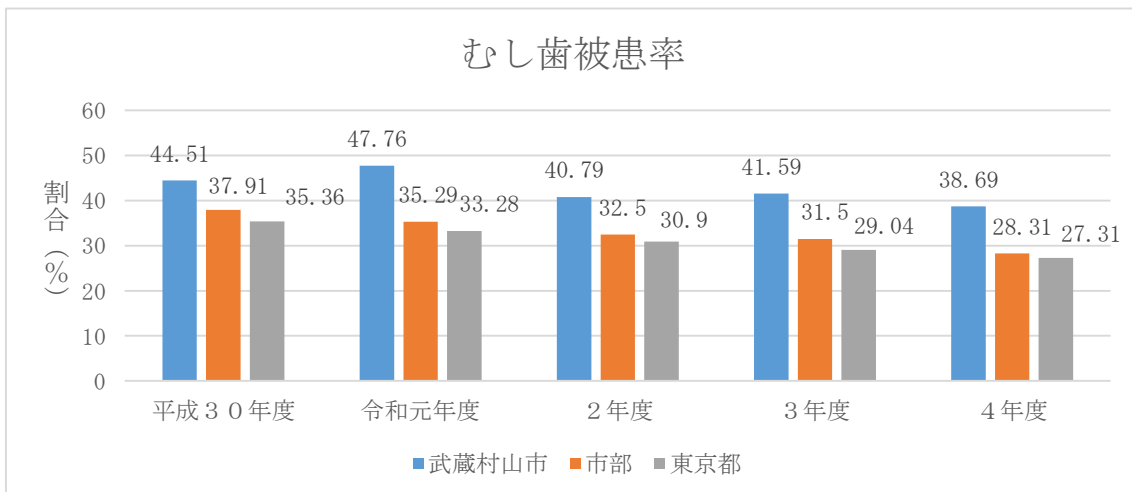


出典：東京都学校保健統計書

(2) 中学生

ア むし歯被患率（むし歯になったことのある生徒の割合）

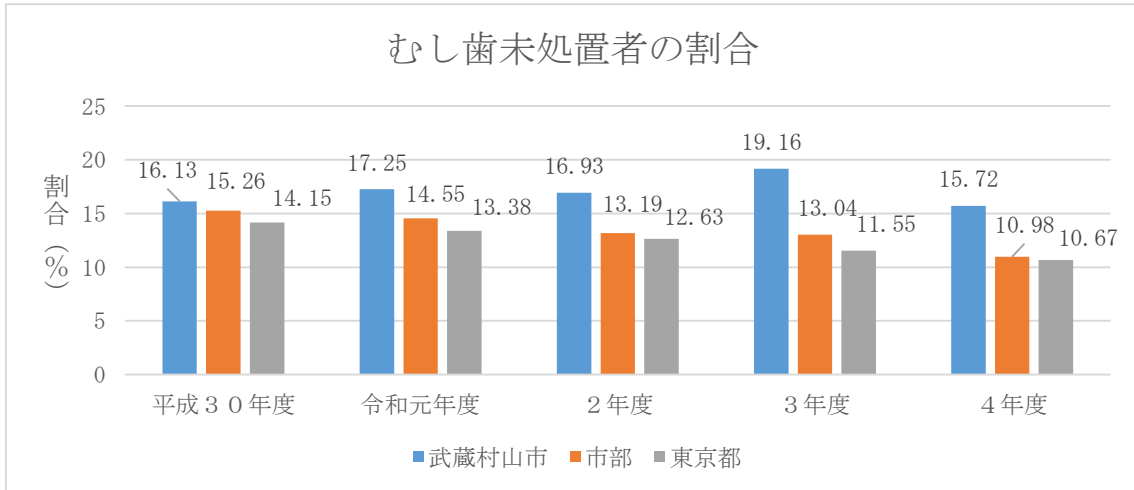
むし歯になったことがある生徒の割合は、38.69%（令和4年度）であり、市部平均（28.31%）及び東京都平均（27.31%）を大きく上回る状況です。この割合は、26市中23位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

イ むし歯未処置者の割合

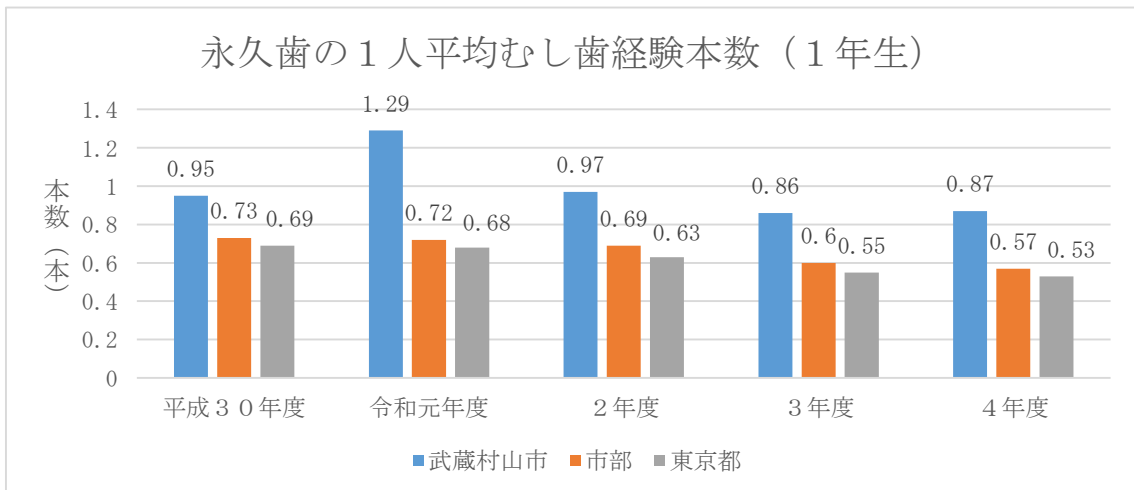
むし歯を処置していない生徒の割合は、15.72%（令和4年度）であり、市部平均（10.98%）及び東京都平均（10.67%）を大きく上回る状況です。この割合は、26市中24位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

ウ 永久歯の1人平均むし歯経験本数（1年生）

永久歯の1人平均むし歯経験本数は、0.87本（令和4年度）となっており、市部平均（0.57本）及び東京都平均（0.53本）を大きく上回る状況です。この本数は、26市中25位となっています。



出典：東京都学校保健統計書

2 アンケート結果から見る現状

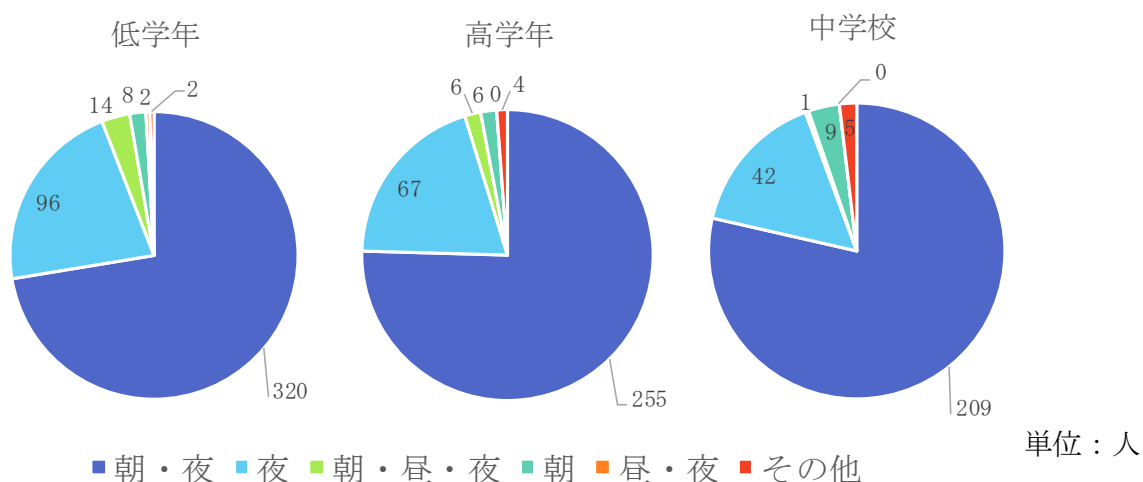
市内の小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者を対象に、歯や口の健康に関する意識や子どもの歯磨きの回数などについてのアンケート調査を行いました。

アンケートの回答人数は、小学校低学年（小学校1～3年生）441人、小学校高学年（小学校4～6年生）338人、中学校266人の合計1,045人です。

(1) お子様は、いつ歯を磨きますか。

毎食後磨いている子は約2%であり、ほとんどの子が朝昼夜の食後に磨いていません。また、朝又は夜の一日一回しか磨かない子が約21.8%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
朝・夜	320	72.56	255	75.44	209	78.57
夜	96	21.77	67	19.82	42	15.79
朝・昼・夜	14	3.17	6	1.78	1	0.38
朝	8	1.81	6	1.78	9	3.38
昼・夜	2	0.45	0	0.00	0	0.00
その他	2	0.45	4	1.18	5	1.88



コラム 日本での初めての歯ブラシ

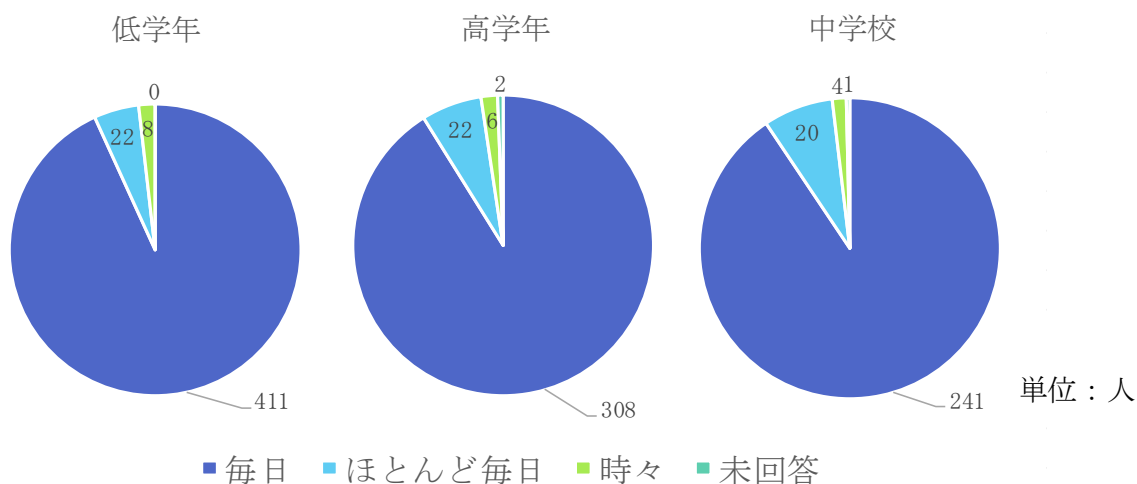
日本での初めての歯ブラシは、明治5年、鯨の髯（ひげ）を柄にして馬毛を植えた鯨楊枝です。これは西洋の歯ブラシをまねたものです。その後、竹の柄に豚毛を植えた竹楊枝、大正期にはセルロイド柄の歯ブラシで歯を磨く行為を行っていました。

参考：「いい歯は毎日を元気にプロジェクト」

(2) お子様の歯磨きの頻度はどのくらいですか。

約 91.9%の割合で、どの学年の子も毎日磨いています。しかし、時々しか磨かない子が、約 1.7%います。

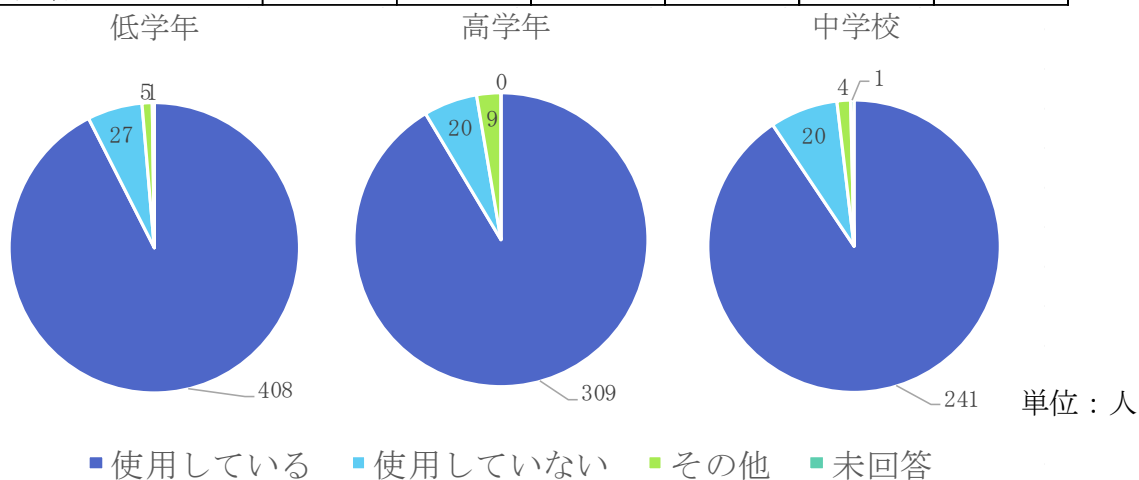
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
毎日	411	93.20	308	91.12	241	90.60
ほとんど毎日	22	4.99	22	6.51	20	7.52
時々	8	1.81	6	1.78	4	1.50
未回答	0	0.00	2	0.59	1	0.38



(3) お子様は、歯磨き粉を使用していますか。

約 91.7%の割合で、どの学年の子も毎日歯磨き粉を使用しています。しかし、約 6.4%の子は歯磨き粉を使用していません。

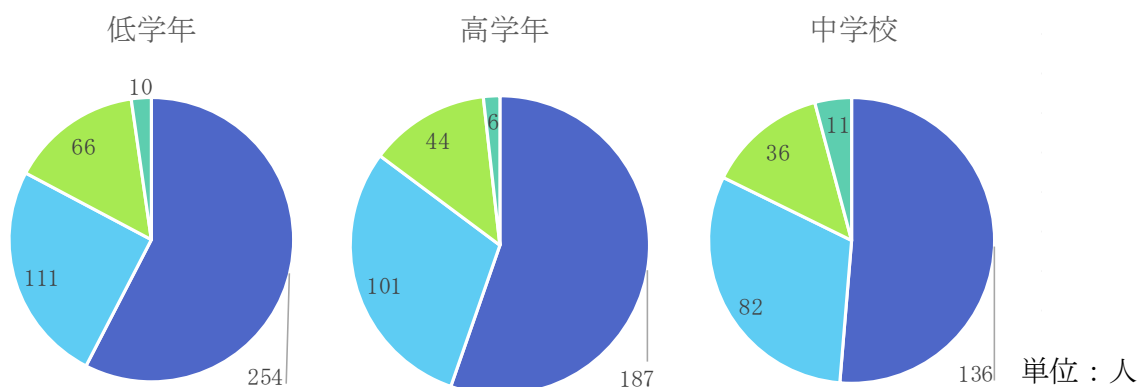
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
使用している	408	92.52	309	91.42	241	90.60
使用していない	27	6.12	20	5.92	20	7.52
その他	5	1.13	9	2.66	4	1.50
未回答	1	0.23	0	0.00	1	0.38



(4) お子様は、甘い飲み物を摂取しますか。

約 55.2%の割合でどの学年の子も時々飲んでおり、毎日飲むという子は約 28.1%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
時々飲む	254	57.60	187	55.33	136	51.13
毎日飲む	111	25.17	101	29.88	82	30.83
あまり飲まない	66	14.97	44	13.02	36	13.53
飲まない	10	2.27	6	1.78	11	4.14

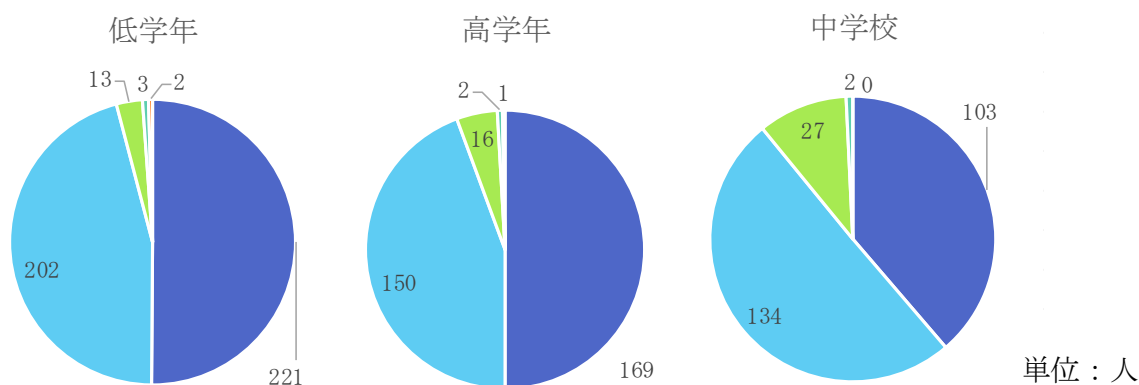


■時々飲む ■毎日飲む ■あまり飲まない ■飲まない

(5) お子様は、甘いお菓子を摂取しますか。

小学生は約 50.1%、中学生では約 38.7%の子が毎日甘いお菓子を食べしており、時々食べるという子は小学生では約 45.2%、中学生では約 50.3%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
毎日食べる	221	50.11	169	50.00	103	38.72
時々食べる	202	45.80	150	44.38	134	50.38
あまり食べない	13	2.95	16	4.73	27	10.15
食べない	3	0.68	2	0.59	2	0.75
未回答	2	0.45	1	0.30	0	0.00

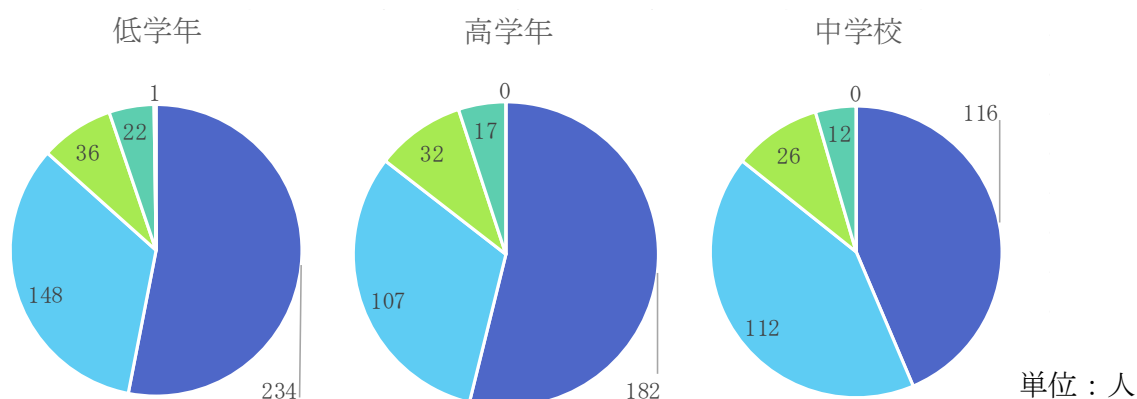


■毎日食べる ■時々食べる ■あまり食べない ■食べない ■未回答

(6) お子様は、歯科医院へはどんな時に行きますか。

定期的に歯科医院に行くという子が小学生では約 53.4%、中学生では約 43.6%となっていますが、歯が痛くなった時に行くという子が約 9%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
定期的に行く	234	53.06	182	53.85	116	43.61
歯科健診でお知らせもらった時	148	33.56	107	31.66	112	42.11
歯が痛くなった時	36	8.16	32	9.47	26	9.77
その他	22	4.99	17	5.03	12	4.51
未回答	1	0.23	0	0.00	0	0.00

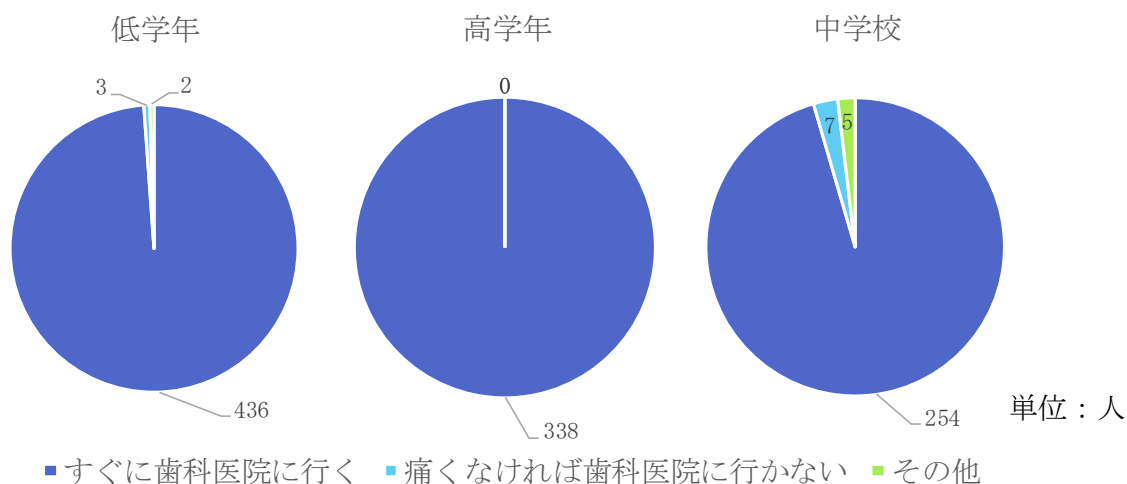


■ 定期的に行く ■ 歯科健診でお知らせもらった時 ■ 歯が痛くなった時 ■ その他 ■ 未回答

(7) お子様の歯に、むし歯ができたと言われたらどうしますか。

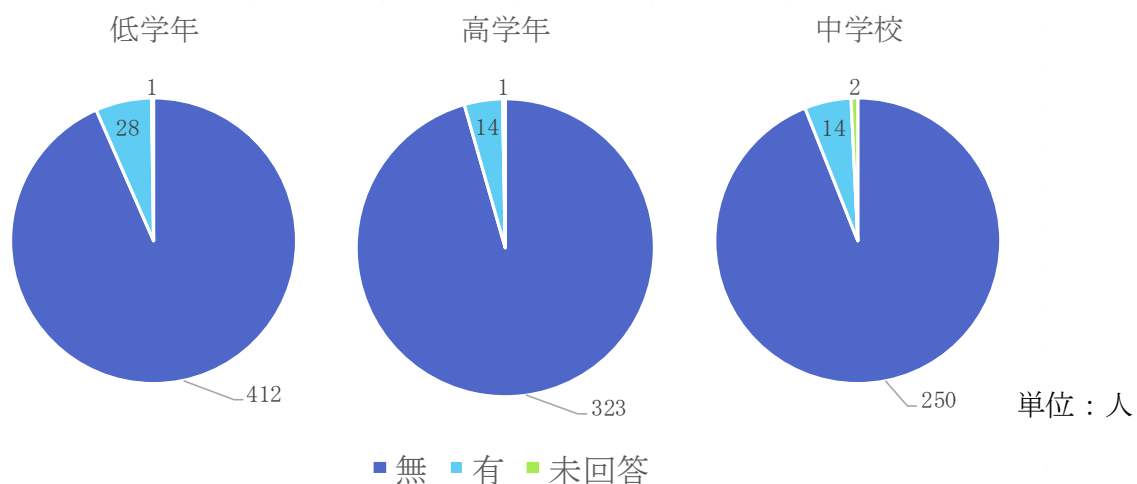
ほとんどの子が、すぐに歯科医院へ行くと回答しましたが、中学生では痛くなければ行かないという子が約 2.6%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
すぐに歯科医院に行く	436	98.87	338	100.00	254	95.49
痛くなければ歯科医院に行かない	3	0.68	0	0.00	7	2.63
その他	2	0.45	0	0.00	5	1.88



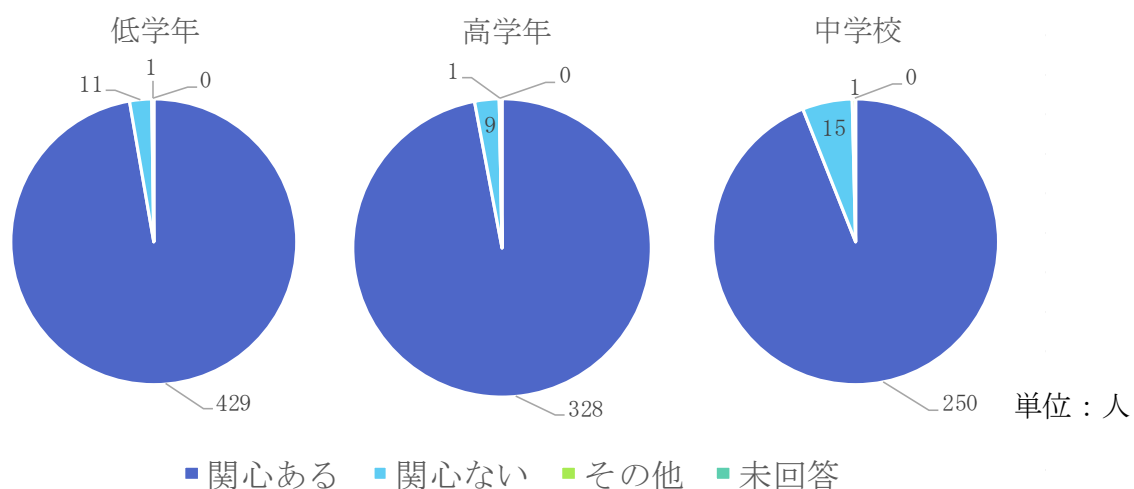
(8) お子様に、治療していない歯はありますか。
 治療していない歯がある子が約5.4%います。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
無	412	93.42	323	95.56	250	93.98
有	28	6.35	14	4.14	14	5.26
未回答	1	0.23	1	0.30	2	0.75



(9) 保護者様は口や歯の健康に関心がありますか。
 小学校では約2.6%、中学校では約5.6%の保護者が関心がありませんでした。

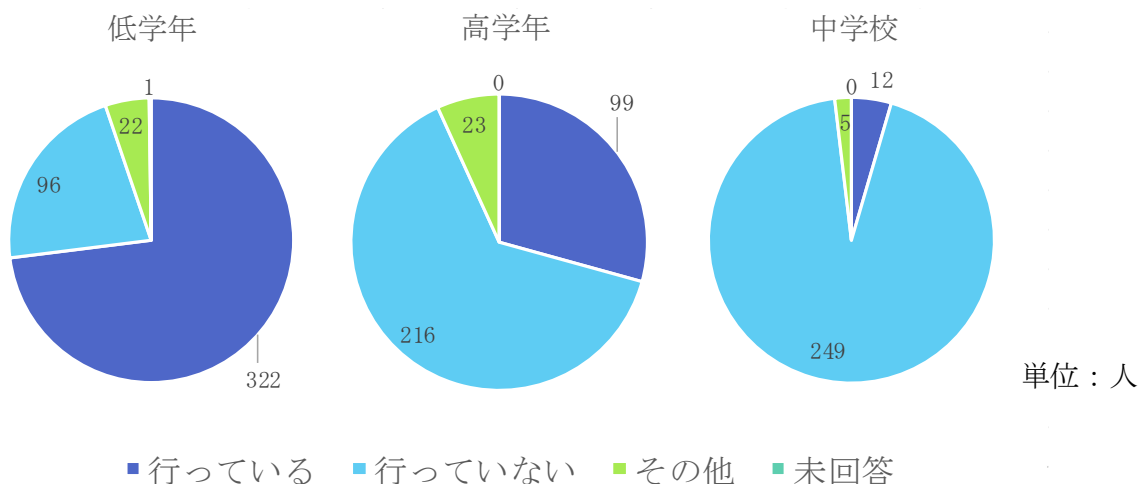
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
関心ある	429	97.28	328	97.04	250	93.98
関心ない	11	2.49	9	2.66	15	5.64
その他	1	0.23	0	0.00	1	0.38
未回答	0	0.00	1	0.30	0	0.00



(10) 保護者様によるお子様の歯磨き仕上げを行っていますか。

低学年では約 73%の保護者が行っていますが、学年が上がっていくにつれて仕上げ磨きを行っていない保護者の割合が増加しています。

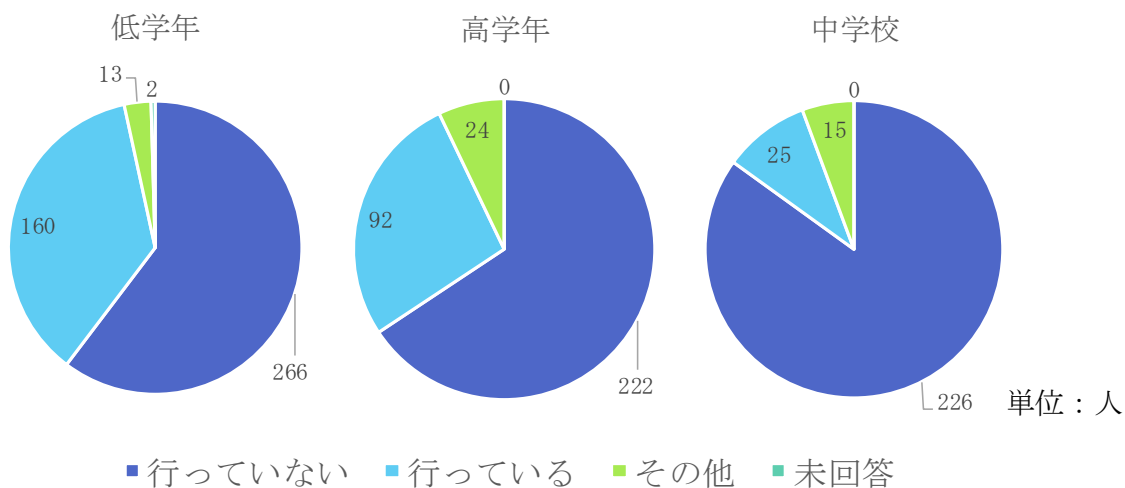
項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
行っている	322	73.02	99	29.29	12	4.51
行っていない	96	21.77	216	63.91	249	93.61
その他	22	4.99	23	6.80	5	1.88
未回答	1	0.23	0	0.00	0	0.00



(11) 保護者様が、デンタルフロスや歯間ブラシ等を使用し、お子様の歯間部の清掃を行っていますか。

低学年では約 36.3%の保護者が行っていますが、学年が上がっていくにつれて行っていない保護者の割合が増加しています。

項目	小学校低学年		小学校高学年		中学校	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
行っていない	266	60.32	222	65.68	226	84.96
行っている	160	36.28	92	27.22	25	9.40
その他	13	2.95	24	7.10	15	5.64
未回答	2	0.45	0	0.00	0	0.00



3 現状から見えてくる課題

統計及びアンケート結果から、以下のような課題が見えてきます。

(1) むし歯被患率が高く、永久歯の1人平均むし歯経験本数も多い

統計から、本市の児童・生徒のむし歯被患率及び永久歯の1人平均むし歯経験本数が、東京都平均及び市部平均と比較して、大きく上回っていることがわかります。

原因として、4点挙げられます。

1点目は、子どもが正しいブラッシング方法を知らないことです。歯磨きはむし歯予防において大切な方法のひとつであるため、正しく歯磨きを行うことで一定のむし歯予防効果があります。

2点目は、歯磨きをする際、歯磨き粉を使用しない子が約6.4%いることです。フッ化物配合歯磨剤のむし歯予防効果は、使用しなかった時と比較して、むし歯になる確率がおおむね24%減少するため、使用することにより、むし歯の予防が期待できます。

3点目は、甘いお菓子及び飲み物を毎日又は時々摂取している子が多数いることです。砂糖はむし歯のリスク・ファクターのひとつであり、摂取方法によってむし歯の発症に影響を与えることがあります。

4点目は、定期的に歯科医院に行っている子が約半数しかおらず、歯が痛くなってから行く子が約9%いることです。歯科衛生士による頻回（2週間に1回）の専門的歯面清掃法によってむし歯や歯肉炎が著しく減少するため、定期的に歯科医院に行くことが推奨されます。

(2) むし歯未処置者の割合が高い

統計から、むし歯未処置者の割合が、東京都平均及び市部平均と比較して、大きく上回っていることがわかります。

むし歯を治療せずに放置してしまうと、進行して痛みが増すばかりでなく、治療が大変になることや、治療ができなくなってしまう可能性があります。

原因として、アンケート結果から、子どもの歯の健康に関心のない保護者が一定数いることが挙げられます。歯の健康に関しては、幼少期・学齢期の頃は保護者の意識がとて重要で、よって保護者の意識付けをすることが望まれます。

(3) 歯や口の健康に関する意識が低い傾向がある

アンケート結果から、(2)で挙げたとおり、子どもの歯の健康に関心のない保護者が一定数いることがわかります。保護者が子どもの歯の健康に関心がないと、必然的に子ども自身も歯の健康に関心をもたなくなる可能性が高まります。

また、仕上げ磨きを実施している保護者の割合は以下の表のように年を重ねるごとに減少しており、1年生においても実施率は約84%となっています。仕上げ磨きは、永久歯が生えそろう12歳頃まで行った方がよいとされていますので、実施率の向上が望まれます。保護者が、デンタルフロスや歯間ブラシ等を使用し、子の歯間部の清掃を行っている割合も、どの学年においても低いです。歯間ブラシは、特にむし歯になりやすい歯と歯の間の清潔を保つことがとても重要であるため、保護者が子どもに対して使用することが望まれます。

仕上げ磨き実施率（小学校）

学年	実施者数	アンケート回答者数	割合
1年	154	184	83.70
2年	97	127	76.38
3年	73	130	56.15
4年	58	126	46.03
5年	24	108	22.22
6年	17	104	16.35

コラム お口の補助清掃道具はどれを使えばいいの？

歯ブラシだけによる清掃は、歯の表裏や噛み合わせの清掃には非常に有効であるものの、歯と歯の間の清掃には十分な効果はありません。

そこで、隙間のある歯間部清掃には、歯間ブラシが便利です。

また、歯間ブラシが入らない場合には、デンタルフロスを使うのがベストです。

第4章 数値目標及び取り組むべき施策について

1 数値目標

目標指数	参照	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)	参考数値 (令和4年度)
小学生の未処置者率の減少	学校保健統計調査	23.85%	15.5%	国 17.83% 都 13.07%
中学生の未処置者率の減少	〃	15.72%	14%	国 11.91% 都 10.67%
12歳児（中学1年生）のDMF歯数の減少	〃	0.87本	0.65本	国 0.58本 都 0.53本
むし歯のない12歳児（中学1年生）の割合の増加	〃	61.98%	70%	国 73.43% 都 74.78%

※ DMF歯数：永久歯のむし歯経験本数が一人当たり何本あるかを示すもの。

2 取り組むべき施策

(1) むし歯及び歯周疾患の予防対策の推進

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
継続	歯科保健指導	むし歯予防、歯周病予防において、歯磨きが重要であることを理解させ、染め出し液等を用いてブラッシング指導を行い、正しい歯磨きの仕方を身につけさせる。	2回／年度 (全校)
継続	給食後の歯磨きの促進	給食後に歯磨きができる環境づくりを促進し、児童・生徒が自ら歯と口腔の健康づくりに意欲的に取り組む意識を育む。	促進(全校)
新規	定期的な歯科医院の受診勧奨	定期的な歯科医院への受診を促すチラシ等の作成・配布を行い、保護者に対して、定期的に歯科医院を受診することの大切さを意識付ける。	1回／年度 (全校)

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
新規	GIGA 端末等による啓発	日本歯科医師会が作成している歯の磨き方に関する動画を配信し、仕上げ磨きの重要性を周知する。	2回／年度
新規	全国小学生歯みがき大会への参加	公益財団法人ライオン歯科衛生研究所主催の全国小学生歯みがき大会への参加及び参加促進を行い、効果的な歯磨きの方法について学ぶ。	5校以上／年度

(2) 児童・生徒及び保護者に対する歯科疾患に関する知識の啓発

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
継続	歯科講話	歯の大切さを理解し、自律的に歯の健康を管理する意識を育む。	1回／年度 (全校)
継続	学校保健委員会の活用	自校の歯の健康課題を把握し、学校保健委員会において課題解決に向けた協議を行い、具体的な解決策を実施し、評価・改善を行う。	1回／年度 (全校)
継続	「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」への参加	歯や口の健康づくりを通して生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与することを目的として、公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」への応募促進及び受賞作品の展示を行う。	50作品以上／年度
継続	「歯の作文」「歯・口の健康啓発標語コンクール」への参加	児童・生徒が学校や家庭、さらに社会から得られた知識や体験を通して歯科保健の様々な課題について思考を深めることを目的として、公益社団法人東京都学校歯科医会が主催する「歯の作文」、「歯・口の健康啓発標語コンクール」への応募の促進を図る。	促進(全校)

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
継続	食育に関する事業	食を通じた歯や口の健康づくりや望ましい生活習慣の形成を通して、歯と口の健康についての啓発に努める。	1回／年度 (全校)
継続	リーフレットの配布	小学校に入学予定の児童及び保護者に対して、リーフレット(下敷き)を配布し、歯磨きの大切さやむし歯予防について啓発を行う。	新入生に配布(全校)
継続	保健だよりの活用	各校で発行している保健だよりに歯に関する記事を掲載し、児童・生徒に対して啓発や意識付けを行う。	1回／年度 (全校)
新規	未就学児の保護者に対する啓発	未就学児の保護者に対して、小学校及び中学校でのむし歯被患率等の現状について周知することで、歯の健康に対して関心をもってもらおう。	1回／年度
新規	間食の方法等の啓発	むし歯を作りにくい間食の食べ方や、歯に良いおやつなどを保護者等に対して周知する。	1回／年度

(3) 歯科健診後の効果的かつ継続的な事後措置の推進

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
継続	秋の臨時歯科健康診断	4～6月に実施する定期歯科健診の結果、未処置者の割合が高い学校について学校歯科医と連携し、健康診断を行う。	7校以上／年度
継続	就学援助(医療費)の周知	健康診断でう歯(むし歯)の受診指導があった場合、就学援助を受給している世帯では無料で指定医療機関にて受診できることを周知し、未処置者の減少を図る。	1回／年度
継続	未受診者に対する受診勧奨	4～6月に実施される定期歯科健康診断において、歯科疾患治療が必要な児童・生徒に対し、歯科医院を受診するよう通知を出すとともに、一定期間経過後、未受診者に対して再度受診勧奨を行う。	1回／年度

(4) その他

新規又は継続	施策名	施策内容及び効果	目標
新規	東京都学校歯科保健優良校表彰への応募	東京都学校歯科医会・東京都学校保健会が主催する「東京都学校歯科保健優良校表彰」への応募及び応募促進を行い、学校における歯の健康課題を把握する。	全校

3 重点的に取り組むべき施策

(1) 歯科保健指導（染め出し）によるブラッシング指導

前章で挙げたとおり、本市の児童・生徒のむし歯被患率及び永久歯の1人平均むし歯経験本数は、東京都平均及び市部平均と比較して大きく上回っており、その原因の一つが、子どもが正しいブラッシング方法を知らないことでした。

歯磨きは歯面からプラークを機械的に除去することを目的とした予防法であるため、むし歯予防には必要不可欠です。しかしながら、正しいブラッシングを知らないまま歯磨きを行うだけでは、磨き残しが発生し、その部分にプラークがたまってしまい、結果的にむし歯になってしまいます。

そこで、染め出し液等を使用し、むし歯や歯周病の原因となるプラーク（歯垢）を染め出し、磨き残しやすい部分を把握する等、普段の磨き方の課題に気づかせるとともに、正しいブラッシング法を身につけさせます。

この歯科保健指導によるブラッシング指導を重点的に取り組むべき施策に位置付け、各校において年2回実施することを目標に取り組んでいきます。

(2) 歯科講話の実施

前章にて、歯や口の健康に関する意識が低い傾向があることが課題の一つとして挙げられました。歯や口の健康に関する意識が低いと、むし歯になってしまうだけでなく、様々な病気（歯周病や不正咬合等）になってしまいます。

そこで、児童・生徒に対して学校歯科医による歯の健康に関する講話を行うことで、歯の大切さを理解し、自律的に歯の健康を管理する意識を育ませます。

この歯科講話の実施も、歯科保健指導によるブラッシング指導同様、重点的に取り組むべき施策に位置付け、各校において年1回実施することを目標に取り組んでいきます。

(3) 未受診者に対する受診勧奨

前章にて、むし歯未処置者の割合が高いことが課題の一つとして挙げられました。目標に掲げているとおり、むし歯は自然に治ることはなく、必ず歯科医院に通院し、治療する必要があります。むし歯を放置すると、欠損や障害が蓄積し、結果として歯の喪失に繋がる可能性があるため、食生活や社会生活等に支障をきたしてしまうこともあり、全身の健康に影響を与えています。

そこで、4月から6月までに実施される定期歯科健康診断において、歯科疾患治療が必要な児童・生徒に対し、歯科医院を受診するよう通知を出すとともに、一定期間経過後、未受診者に対して再度受診勧奨を行うことで、重症化を防ぎ、むし歯を治癒させ、児童・生徒の歯の健康を保ちます。

この未受診者に対する受診勧奨を重点的に取り組むべき施策に位置付け、各校において年1回通知を出し、毎年9月末に家庭から治療経過を提出していただくことを目標に取り組んでいきます。

コラム 歯磨きをしないで眠ると むし歯になるの？

寝ている間は唾液の分泌量がほとんどなく、汚れをつけたまま寝るとむし歯になりやすくなります。

寝る前に歯を磨く習慣をつけましょう。

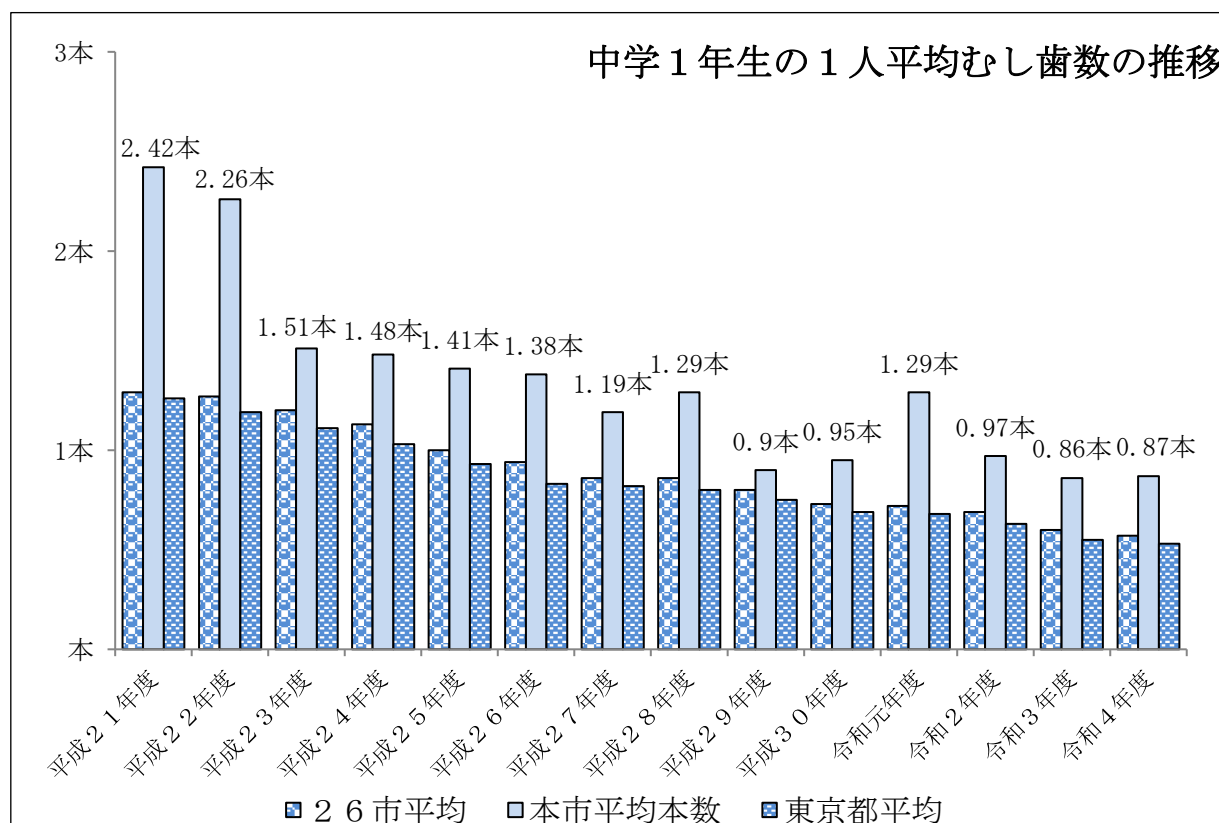
資料編

1	武蔵村山市の中学1年生の1人平均むし歯数の推移	… 25
2	定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（小学校）	… 26
3	定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（中学校）	… 28
4	武蔵村山市のむし歯のある1歳6か月児・2歳児・3歳児の割合	… 29
5	アンケート概要	… 30
6	「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」応募状況	… 31

武蔵村山市の中学1年生の1人平均むし歯数の推移

年度	本市平均本数	26市平均	東京都平均	26市中順位
平成21年度	2.42本	1.29本	1.26本	26位
平成22年度	2.26本	1.27本	1.19本	26位
平成23年度	1.51本	1.2本	1.11本	22位
平成24年度	1.48本	1.13本	1.03本	21位
平成25年度	1.41本	1.00本	0.93本	25位
平成26年度	1.38本	0.94本	0.83本	26位
平成27年度	1.19本	0.86本	0.82本	24位
平成28年度	1.29本	0.86本	0.8本	22位
平成29年度	0.9本	0.8本	0.75本	20位
平成30年度	0.95本	0.73本	0.69本	23位
令和元年度	1.29本	0.72本	0.68本	26位
令和2年度	0.97本	0.69本	0.63本	24位
令和3年度	0.86本	0.6本	0.55本	22位
令和4年度	0.87本	0.57本	0.53本	25位

※ 各年度の「東京都の学校保健統計書」（東京都教育庁地域教育支援部義務教育課）より



定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（小学校）

年度	学校名	むし歯ゼロ率	処置完了率	合計
令和元年度	A小	71.1	20.4	91.5
	B小	37.0	50.0	87.0
	C小	49.4	34.3	83.6
	D小	41.6	14.1	55.8
	E小	53.6	18.7	72.3
	F小	48.1	14.7	62.7
	G小	61.4	15.2	76.5
	H小	40.6	18.8	59.4
	I小	46.1	35.1	81.2

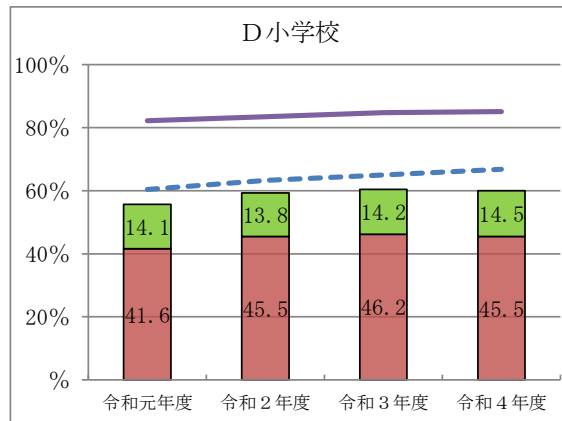
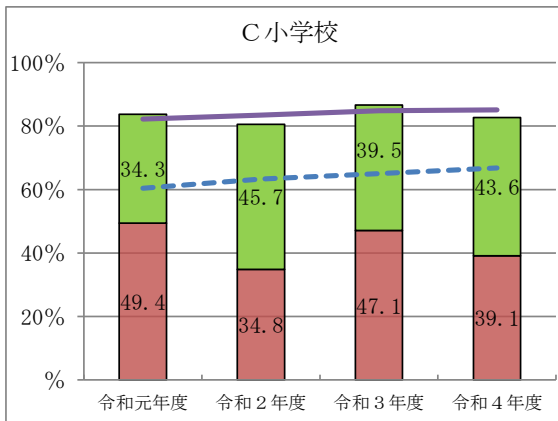
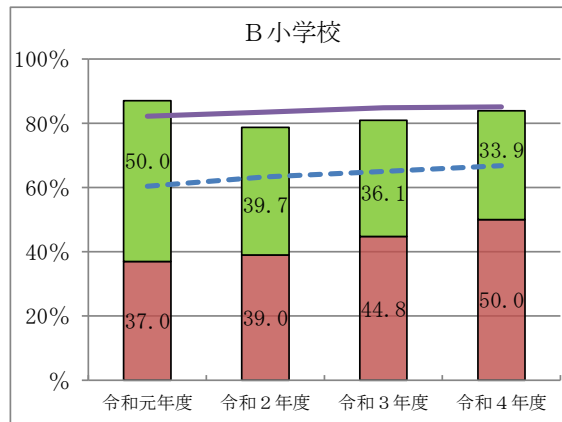
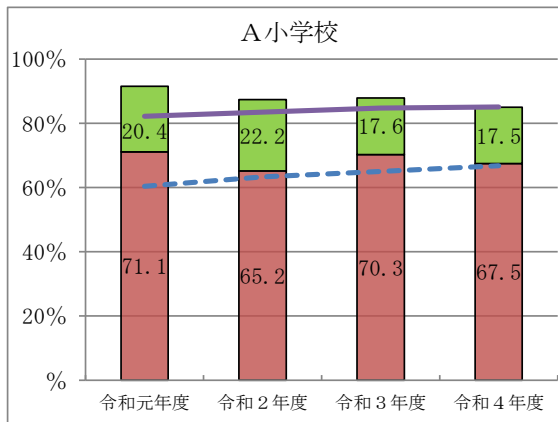
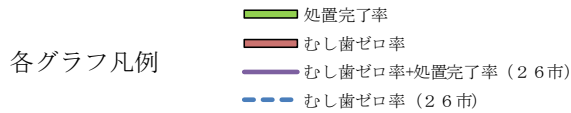
年度	学校名	むし歯ゼロ率	処置完了率	合計
令和2年度	A小	65.2	22.2	87.4
	B小	39.0	39.7	78.7
	C小	34.8	45.7	80.5
	D小	45.5	13.8	59.4
	E小	48.7	23.8	72.5
	F小	51.6	14.2	65.8
	G小	61.6	2.3	63.9
	H小	43.7	23.4	67.2
	I小	55.4	30.9	86.4

年度	学校名	むし歯ゼロ率	処置完了率	合計
令和3年度	A小	70.3	17.6	87.9
	B小	44.8	36.1	80.9
	C小	47.1	39.5	86.5
	D小	46.2	14.2	60.4
	E小	50.8	22.1	73.0
	F小	50.2	16.5	66.8
	G小	59.5	6.5	66.0
	H小	36.4	33.9	70.3
	I小	64.4	22.6	87.0

年度	学校名	むし歯ゼロ率	処置完了率	合計
令和4年度	A小	67.5	17.5	85.0
	B小	50.0	33.9	83.9
	C小	39.1	43.6	82.7
	D小	45.5	14.5	59.9
	E小	63.4	17.2	80.6
	F小	50.8	17.8	68.6
	G小	60.9	3.6	64.4
	H小	46.8	25.3	72.1
	I小	73.7	15.1	88.8

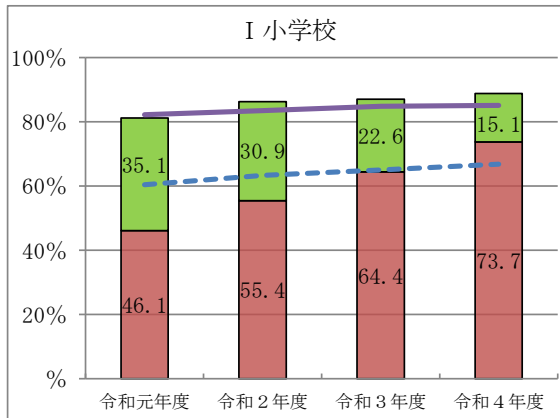
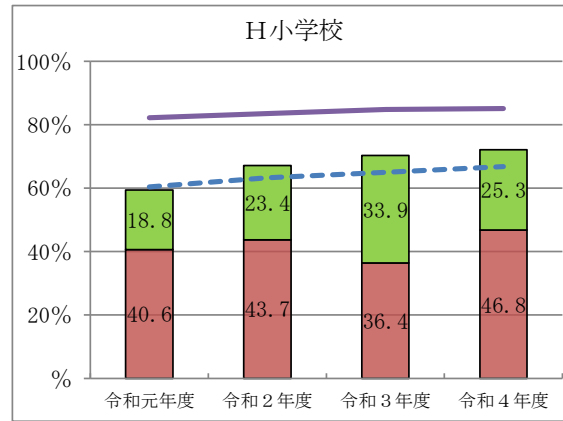
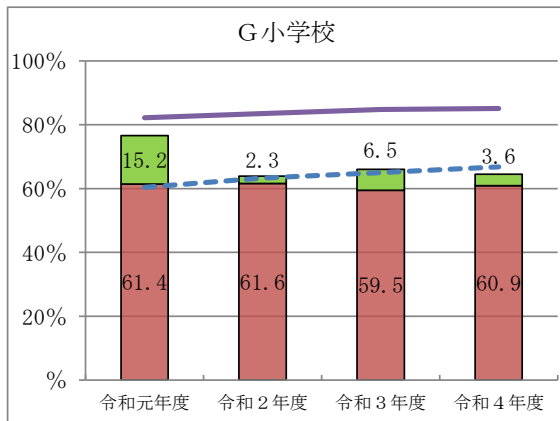
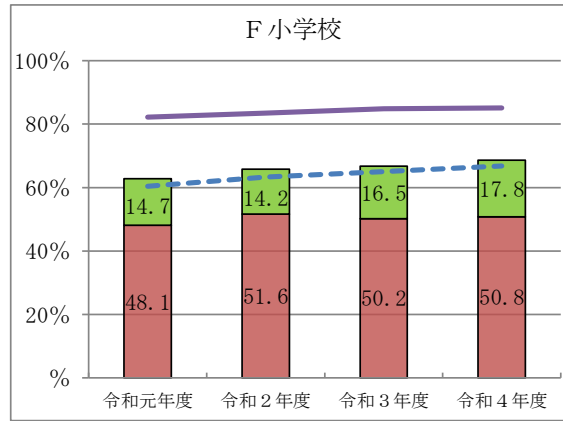
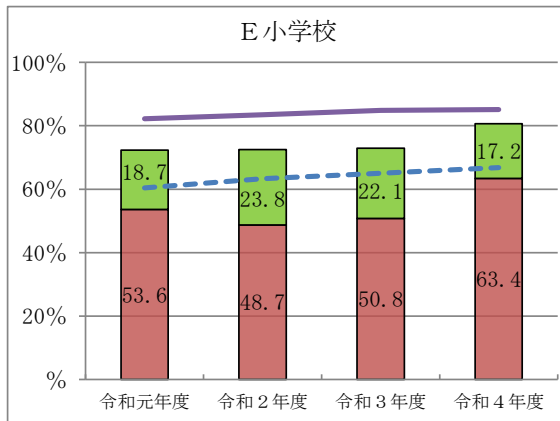
※ 「むし歯ゼロ率」とは、健診時における「完全むし歯ゼロ者」の割合をいう。

※ 数値は小数点第二位を四捨五入。



各グラフ凡例

- 処置完了率
- むし歯ゼロ率
- むし歯ゼロ率+処置完了率 (26市)
- - - むし歯ゼロ率 (26市)



定期健診（歯科）における学校別むし歯率の推移（中学校）

年度	学校名	むし歯ゼロ率	処置完了率	合計
令和元年度	A中	58.0	25.4	83.3
	B中	44.6	21.6	66.2
	C中	50.0	31.1	81.1
	D中	40.9	47.2	88.1
	E中	58.2	27.8	86.0

年度	学校名	むし歯ゼロ率	処置完了率	合計
令和2年度	A中	59.4	27.2	86.6
	B中	53.3	18.5	71.8
	C中	51.7	19.3	71.0
	D中	61.3	31.9	93.2
	E中	65.0	20.4	85.4

年度	学校名	むし歯ゼロ率	処置完了率	合計
令和3年度	A中	61.3	24.9	86.2
	B中	57.4	9.3	66.7
	C中	42.5	17.3	59.8
	D中	63.2	31.3	94.5
	E中	62.4	22.5	84.9

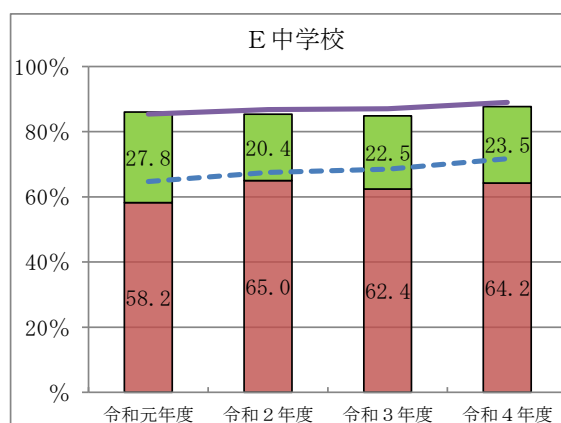
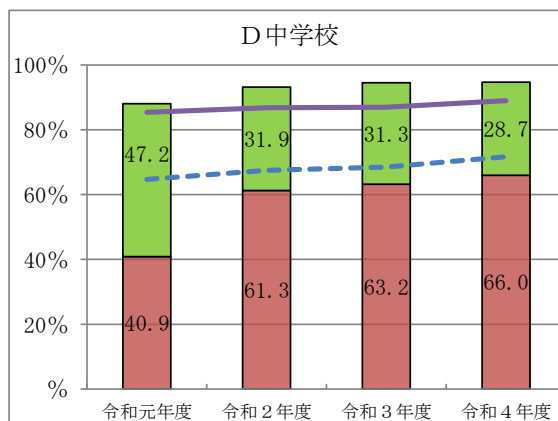
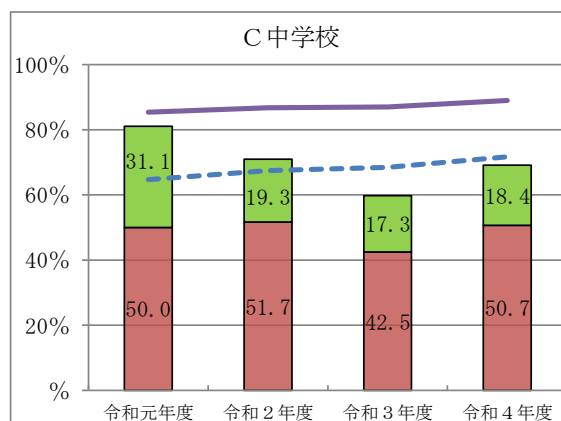
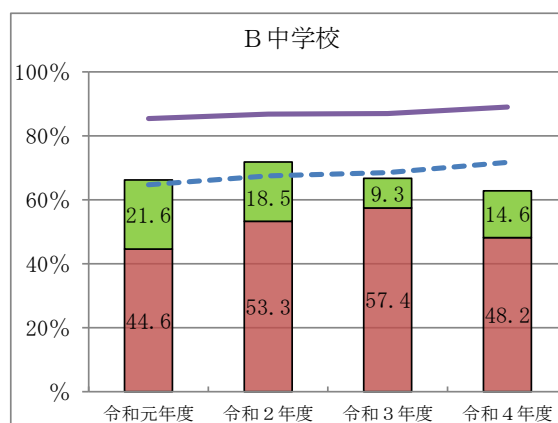
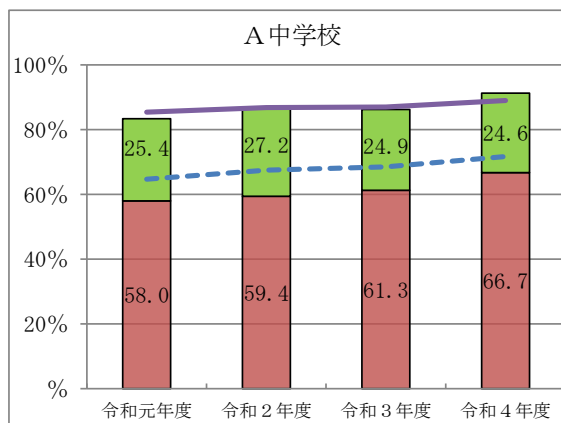
年度	学校名	むし歯ゼロ率	処置完了率	合計
令和4年度	A中	66.7	24.6	91.3
	B中	48.2	14.6	62.8
	C中	50.7	18.4	69.1
	D中	66.0	28.7	94.7
	E中	64.2	23.5	87.7

※ 「むし歯ゼロ率」とは、健診時における「完全むし歯ゼロ者」の割合をいう。

※ 数値は小数点第二位を四捨五入。

各グラフ凡例

- 処置完了率
- むし歯ゼロ率
- むし歯ゼロ率+処置完了率（26市）
- - - むし歯ゼロ率（26市）



武蔵村山市のむし歯のある1歳6か月児・2歳児・3歳児の割合

● 1歳6か月児健康診査時

年度	対象者数	受診者数	むし歯がある子の人数	割合	都平均
平成29年度	558人	528人	10人	1.9%	1.1%
平成30年度	543人	517人	8人	1.5%	0.9%
令和元年度	529人	499人	5人	1.0%	0.8%
令和2年度	558人	513人	12人	2.3%	0.8%
令和3年度	503人	493人	2人	0.4%	0.6%
令和4年度	460人	428人	6人	1.4%	0.5%

出典：各年度の「東京の歯科保健－東京都歯科保健医療関係資料集－」（東京都保健医療局）より

● 2歳児歯科健康診査時（本市独自事業）

年度	対象者数	受診者数	むし歯がある子の人数	割合	都平均
平成29年度	570人	473人	22人	4.7%	—
平成30年度	569人	465人	16人	3.4%	—
令和元年度	501人	435人	20人	4.6%	—
令和2年度	612人	438人	13人	3.0%	—
令和3年度	489人	404人	14人	3.5%	—
令和4年度	488人	426人	8人	1.9%	—

● 3歳児健康診査時

年度	対象者数	受診者数	むし歯がある子の人数	割合	都平均
平成29年度	617人	556人	75人	13.5%	9.4%
平成30年度	605人	570人	83人	14.6%	8.2%
令和元年度	552人	514人	54人	10.5%	7.6%
令和2年度	518人	515人	70人	13.6%	7.2%
令和3年度	656人	626人	71人	11.3%	6.1%
令和4年度	529人	515人	44人	8.5%	5.0%

出典：各年度の「東京の歯科保健－東京都歯科保健医療関係資料集－」（東京都保健医療局）より

アンケート概要

対象者：市内の小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者

回答期間：令和5年7月10日から7月28日まで

回答方法：電子（オンライン）による回答

アンケート回答人数

	回答人数	在籍者数	回答率
小学校低学年（1～3年生）	441人	1813人	24.32%
小学校高学年（4～6年生）	338人	1950人	17.33%
中学校	266人	2001人	13.29%
合計	1045人	5764人	18.13%

※在籍者数は、令和5年7月31日時点

番号	アンケート項目	選択肢
	お子様の通っている学校名、学年を教えてください。	学校名、学年
1	お子様は、いつ歯を磨きますか。	朝、昼、夜、その他（ ）
2	お子様の歯磨きの頻度はどのくらいですか。	毎日、ほとんど毎日、時々、1週間に1回、その他（ ）
3	お子様は、歯磨き粉を使用していますか。	使用している、使用していない、その他（ ）
4	お子様は、甘い飲み物を摂取しますか。	毎日飲む、時々飲む、あまり飲まない、飲まない、その他（ ）
5	お子様は、甘いお菓子を摂取しますか。	毎日食べる、時々食べる、あまり食べない、食べない、その他（ ）
6	お子様は、歯科医院へはどんなときに行きますか。	歯科健診でお知らせをもらった時 歯が痛くなったとき 定期的に行く、その他（ ）
7	お子様の歯に、むし歯ができたと言われたらどうしますか。	痛くなければ歯科医院に行かない すぐに歯科医院に行く その他（ ）
8	お子様に、治療していないむし歯ありますか。	有、無
9	保護者様は口や歯の健康に関心がありますか。	関心ある、関心ない、その他（ ）
10	保護者様によるお子様の歯磨き仕上げを行っていますか。	行っている、行っていない、その他（ ）
11	保護者様が、デンタルフロスや歯間ブラシ等を使用し、お子様の歯間部の清掃を行っていますか。	行っている、行っていない、その他（ ）

「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」 応募状況

◎主催 東京都学校歯科医師会 （平成26年度から東京都歯科医師会から移管されました。）

		平成10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
小学校	参加校数	3	3	4	2	3	3	5	3	3
	作品数	6	40	204	55	24	53	86	21	6
中学校	参加校数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	作品数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	参加校数	6	3	4	2	3	3	5	3	3
	作品数	3	40	204	55	24	53	86	21	6

		平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
小学校	参加校数	1	4	5	2	4	7	6	6	5
	作品数	9	12	35	10	41	24	58	165	78
中学校	参加校数	—	1	2	1	1	0	3	3	2
	作品数	—	4	2	1	5	0	8	11	7
合計	参加校数	1	5	7	3	5	7	9	9	7
	作品数	9	16	37	11	46	24	66	176	85

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
小学校	参加校数	6	6	4	5	5	3	3
	作品数	70	67	21	23	35	16	7
中学校	参加校数	2	3	2	2	4	3	2
	作品数	3	45	54	51	61	7	4
合計	参加校数	8	9	6	7	9	6	5
	作品数	73	112	75	74	96	23	11

※ 資料提供：武蔵村山市歯科医師会

※ 平成26年度から「歯の衛生週間ポスターコンクール」から「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」に名称変更。

武蔵村山市第四次学齡期における歯の
健康づくり推進プラン
～むし歯ゼロプラン～
(令和6年度～令和10年度)

発行年月／令和6年3月

発行／武蔵村山市教育委員会

編集／武蔵村山市教育部教育総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111(代表)



武蔵村山市

議案第10号

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年2月9日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

年間実施日数について規定を整備する必要があるため、本案を提出します。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則（平成17年武蔵村山市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「減じる」を「増減する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

武蔵村山市立学校の給食費に関する規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市立学校の給食費に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年 2月23日教委規則第1号</p> <p>第1条から第4条まで 略 （年間実施日数）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）は、小学校若しくは中学校の管理運営又は給食の運営上の都合により必要があると認めるときは、同項各号に定める年間実施日数を<u>増減する</u>ことができる。</p> <p>第6条から第10条まで 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>武蔵村山市立学校の給食費に関する規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年 2月23日教委規則第1号</p> <p>第1条から第4条まで 略 （年間実施日数）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）は、小学校若しくは中学校の管理運営又は給食の運営上の都合により必要があると認めるときは、同項各号に定める年間実施日数を<u>減じる</u>ことができる。</p> <p>第6条から第10条まで 略</p>

議案第11号

令和5年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について

令和5年度武蔵村山市立小学校及び中学校卒業証書授与式における教育委員会告辞について、別紙のとおり決定するため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年2月9日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

(提案理由)

武蔵村山市立小学校及び中学校の卒業証書授与式の教育委員会告辞を定める必要があるため、本案を提出します。

令和五年度 武蔵村山市立小学校卒業証書授与式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立〇〇小学校の令和五年度卒業証書授与式が挙行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、卒業証書を手にし、小学校を卒業する喜び、四月から始まる中学校生活への期待に、胸を弾ませていることと思います。励まし合い、支え合った友達、親身になって指導してくださった先生方、優しく見守ってくださいった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、小学校生活を通じてお世話になった多くの方々への感謝の気持ちも胸一杯に抱えていることと思います。

さて、昨年は、大谷翔平選手がMVPを獲得したワールドベースボールクラシックにはじまり、バスケットボールワールドカップ、ラグビーワールドカップ等、数多くの競技で世界大会が開催されたスポーツイヤードでした。様々な国にルーツをもった選手が日本代表選手として大会に出場し、一丸となって活躍し、真剣に勝負に挑む姿は、私たちに勇気と感動を与えてくれました。WBCのラーズ・ヌートバー選手、ラグビーのリーチマイケル選手、バスケットボールのジョシュ・ホーキンソン選手等、その活躍は素晴らしく、チームの躍進に大きな影響を与えました。

さまざまな価値観を共有する「多様性」がその成果を生み出した結果ともいえます。未来社会を生きる卒業生の皆さんにはこの日本代表チームのように、多様な能力や、多様性を大切にして、連携・協力しながら困難を乗り越えていく力をもってほしいと思います。そして、多様性から学び、協力しながら、様々な社会問題の解決に貢献する立派な成人へと成長することを期待しています。

そのために、今後も人種や国や文化の違いのよさを見つけ、身の回りの豊かな多様性を認め合い自分の感性を磨いていってほしいと願っています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。成長した子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。この六年間、本市の教育活動に温かい御支援、御協力を賜りましたことに心から感謝申し上げます。引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びに、今日まで御指導くださいました校長先生をはじめ教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えを賜りました地域の皆様に厚く御礼申し上げます。教育委員会の告辞といたします。

令和六年三月二十二日

武蔵村山市教育委員会

(998文字)

令和五年度 武蔵村山市立中学校卒業証書授与式 教育委員会告辞

本日ここに、武蔵村山市立第〇〇中学校の令和五年度卒業証書授与式が挙行されるに当たり、教育委員会として一言御挨拶を申し上げます。

卒業生の皆さん、御卒業おめでとうございます。

本日、皆さんは、中学校三年間、義務教育九年間の全課程を修了し、ここに卒業証書授与式を迎えることができました。

互いに励まし合い、支え合った友達のこと、親身になって指導してくださった先生方のこと、優しく見守ってくださった地域の方々、そして、いつもそばで応援し続けてくださった御家族のことなど、今、皆さんは多くの人たちとの思い出を噛みしめていることでしょう。その思い、感謝の気持ちを忘れずに、新たな道に出発してほしいと思います。

さて、昨年はスポーツ、文化・芸術の各分野において私たちに夢と感動や、社会に明るい希望を与える出来事が数多くありました。その中の一つとして、前人未到の金字塔、将棋八冠全制覇を、若年二十一歳にして成し遂げた将棋棋士の藤井聡太さんの活躍を思い浮かべる人も多いのではないのでしょうか。

藤井さんの強さの要因の一つに、AIを活用し、将棋の研究をしていることが挙げられています。藤井さんは実戦で想定される局面をAIで下調べしてから対局に臨むことで、誰も予想がつかない革新的な一手を打つことができ、勝利を積み重ねてきたのです。

その一方で、藤井さんは、「AIに安易に頼ることなく、納得いくまで考え抜く」ということを大切にしています。考えることをおろそかにすると自分の将棋を見失うのだそうです。

未来社会は、今よりもさらにAI全盛の時代になると言われています。AIの活用により、新たなアイデアを生み出し、複雑で多様な社会問題を解決する事も期待されています。しかし、導き出された数多くのアイデアは解決するためのヒントであっても、答えではありません。選んだり、組み合わせたりしても、最終的に自分自身で考え、判断する事が大切です。

皆さんは義務教育九年間での学びの中で、他者と話し合うことで広い視野と様々な角度から物事を捉える力を身に付け、自分自身で考え、判断する力を磨いてきました。が、「最後は自分で考え、判断する」ことの大切さを知ることができた事と思います。卒業し、次のステージにおいても、考える力を磨き自らの未来を切り拓いて、さらなる成長を遂げることを願っています。皆さんならきっとできる。きっとなれる。そう

信じています。

保護者の皆様におかれましては、お子様の御卒業、誠におめでとうございます。義務教育を修了し、卒業証書を手にした子供たちの姿を御覧になり、感慨もひとしおのことと拝察いたします。また、これまで、本市の教育活動に温かい御支援と御協力を賜りましたこと厚く感謝申し上げます。今後とも引き続き御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

結びになりますが、今日まで御指導くださいました、校長先生をはじめ、教職員の皆様、並びに本校の教育のためにお力添えをくださいました地域の皆様に厚く御礼を申し上げます、教育委員会の告辞といたします。

令和六年三月十九日

武蔵村山市教育委員会

(1, 263文字)

令和六年度 武蔵村山市立小学校入学式 教育委員会告辞（案）

一年生のみなさん、御入学おめでとございます。

みなさんは、今日から、いよいよ〇〇小学校の一年生です。

みなさん、とても嬉しそうに見えます。きつと、ランドセルを背負って学校に通う日を、ずっと前から楽しみにしていたのでしょうか。

みなさんが、これから、明るく元気な小学生になるように、三つのお願いをします。

一つ。先生のお話をよく聞いて、進んで勉強したり、運動したりしてください。分からないことは、何でも先生方に聞いてみましょう。〇〇小学校の先生方は、やさしく丁寧に教えてくださいます。

二つ。友達をたくさんつくってください。みんなと仲良くし、困っている友達や、一人でいる友達を見たら、やさしい言葉をかけてあげましょう。そして、友達のよいところをたくさん見付けてください。

三つ。先生方や友達に、しっかりとあいさつをしましょう。だれにでも、「おはようございます」「ありがとうございます」が、すぐに言える人になって欲しいと思います。

先生のお話をよく聞く子。友達と仲よくする子。あいさつをする子。この三つのことに気を付けて、明日から、明るく、元気よく学校に通ってください。

保護者の皆様方に申し上げます。お子様の御入学、誠におめでとございます。この純真な一年生が、健やかに伸び伸びと、六か年の小学校の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、教育委員会の告辞といたします。

令和六年四月八日

武蔵村山市教育委員会

（約六百文字・約二分）

令和六年度 武蔵村山市立中学校入学式 教育委員会告辞（案）

本日ここに、武蔵村山市立第〇中学校の令和六年度入学式が挙行されるに当たり、教育委員会として御挨拶申し上げます。

新入生の皆さん、御入学おめでとうございます。これからの三年間、皆さんの心と体は、とても大きく成長する大切な時期になります。今から話す二つのことを心に留めて一日一日を過ごすことが、皆さんの将来を拓くことにつながります。

一つは、進んで学習し、よく考えて判断すること。もう一つは、自分の行動を振り返り、正しい行動を心がけ、自分自身を向上させていくことです。これらは、とても大切なことであり、自分から進んで実行することで、充実した中学校生活を送ることができます。そのためには、自分で目標を定め、実現に向けて努力し続ける姿勢が大切です。目標は、勉強や部活動、趣味や特技など、人によって様々です。一人一人が個性を生かし、目標を定めてください。そして、充実した学校生活を自分の努力で築いていく、そんな中学生になることを期待しています。

さて、保護者の皆様におかれましては、本日の入学式を心からお喜びのことと思います。中学校生活では、成長の過程で様々な変化に出会います。お子様の健やかな成長のために、お子様としっかり向き合うことや話し合うことを大切にしてください。そうした中で、保護者の皆様には、子供たちの幸せを願う気持ちをこれまで以上に伝えていただくことをお願いいたします。

中学校生活において、不安を感じることも多々あるかと思いますが、それを乗り越えるには、何よりも学校と家庭との協力が重要です。何とぞ、本校の教育に対する深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本校教職員の皆様に、本日入学された生徒、保護者の皆様、そして地域の方々の願いを受けとめ、一人一人の生徒の能力と個性を豊かに伸ばす教育をお願い申し上げます。教育委員会の告辞といたします。

令和六年四月九日

武蔵村山市教育委員会

（約八百文字・約三分）

令和六年度 武蔵村山市立小中一貫校村山学園入学式 教育委員会告辞（案）

村山学園、一年生のみなさん、そして、七年生のみなさん、御入学おめでとうございます。

まず、一年生のみなさんにお話をします。

学校では先生がいろいろな勉強を教えてくださいます。先生のお話をしっかり聞いて、一生懸命勉強しましょう。

次に、友達と仲良くしましょう。友達の名前を早く覚えて、たくさん友達を作りましょう。

困ったことがあったら、先生にお話してください。村山学園の先生は、だれでも優しくお話を聞いてくれます。

七年生の皆さんにお話をします。

今日から、村山学園の七年生としての新しい生活がはじまります。

新しい教科も始まります。

先生方や先輩から様々なことを教えてもらいながら、村山学園の七年生として、自信と誇りをもって生活できるよう努力し、自分の力をより大きく伸ばしてください。

一年生は、明るく、心のやさしい村山学園の子供として、また、七年生は、立派な中学生として成長されることを楽しみにしています。

保護者の皆様、お子様の御入学、誠におめでとうございます。

教職員の皆様には、小中一貫校である村山学園に入学した、一年生と七年生が、健やかに伸び伸びと、九か年の義務教育の課程を修了できますように、学校と家庭の緊密な連携をお願いし、告辞いたします。

令和六年四月九日

武蔵村山市教育委員会

（約六百文字・約二分）

議案第12号

校長の任命に係る内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により内申をするため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年2月9日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要があるため、本案を提出します。

議案第13号

副校長の任命に係る内申について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条の規定により内申をするため、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年2月9日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷光二

（提案理由）

副校長の配置の変更に伴い、新たな内申をする必要があるため、本案を提出します。